

# 第七編

## 國際労働運動

## 第一章 第二次世界大戦の開始 と国際労働組合運動

### 第一節 国際労働組合連盟

一九三九年九月ヒトラー・ドイツの対ポーランド攻撃によって第二次大戦の火ぶたがきつておとされたときには、各国労働組合中央組織を結集する国際労働組合組織としては、改良主義と反ソ・反共の路線にたち、ヨーロッパ中心に組織された国際労働組合連盟（IFTU）が、形ばかりの存在をつづけていたにすぎなかった。また、これとならんで、各国の職業別組合の国際組織である、一七の国際職業別書記局（ITS）の組織が存在していた。

国際労働組合連盟が、ヨーロッパ中心の組織であったことは、次の事実にあらわれていた。それは一九三九年半頃に二七カ国の組合を傘下におさめていたことになっているが、そのうち一八カ国はヨーロッパであった。他の九カ国はアメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、パレスチナ、インド、中国、オランダ領東インド、ニュージーランドということであったが、このうちアメリカ合衆国は、一九三七年再加盟のアメリカ労働総同盟AFLが加盟していただけで、一九三八年の結成いらい重要性をましていた産業別組

織会議CIOは、除外されていた。アルゼンチンは名義だけの加盟であり、メキシコも大戦までの、ごく短期間の加盟にすぎなかった。インドは、その前年まで、小さなインド全国労働組合連盟が加盟していたが、その後この組織は全インド労働組合会議（AITUC）と合同してしまい、一九三九年には実際にはインドに加盟組織はなくなっていた。中国は、国民党治下で上から組織された中華勞工協会（CAL）で、労働組合とは名ばかりのものであった。そして最後に、オランダ領東インドの組合は、オランダ人労働者のごく小さな組織にすぎなかった。

国際労働組合連盟は、一九二二年に二四〇〇万の組合員をもってしたが、そのご次第に勢力を減じ、とりわけ一九三三年のドイツ・ファシズム独裁樹立を契機とする国際的なファシズム攻勢の高まりの中で、ドイツ・オーストリア、バルカンならびにバルト海諸国の組合をうしなうとともに、組合員数は八二一万にまでへった。そのご大戦が勃発するまでの期間に二〇〇〇万近くにまで回復したが、回復の原因は、再軍備の強化による雇用増大でヨーロッパの加盟組合の組合員数がふえたこと、フランスに典型的にみられたように、反ファシズム闘争の強化をめざして、加盟諸国で組合戦線の統一がすすみはじめたこと、および、一九三七年にアメリカのAFLが加入したことなどであった。だが、加盟組合内における反ファシズム統一の気運の高まりは、大戦勃発の時期まで、ついに国際労働連盟の指導部に反映されず、逆にAFLの再加入が、指導部内の反ソ的立場をつよめたために、国際労働連は戦争勃発の時期にいっそう身動きのとれないものとなり、国際労働者階級の生活水準や労働条件と直接かわりをもつ、ファシズムとその侵略に反対するたたかいかんして、労働者の要求にこたえることができなかった。

## 第二節 反ファシズム統一の課題と

## 国際労連

## ソ連労組の加盟問題

これより先、一九二二年いらい国際労働組合連盟と併存してきた赤色労働組合インタナショナル（プロフィンテルン）は、一九三五年に、ファシズムと戦争に反対するための労働者階級統一戦線の強化を目的として、傘下の各国組織を改良主義的労働組合と合同させる方針をうちだし、そしてこの方針が一定の成果をみた一九三八年二月には、プロフィンテルン自体の解散を決議していた。ところでプロフィンテルンのこうした戦線統一の政策は、フランスで一九三六年に労働総同盟（IFTU加盟）と統一労働総同盟（プロフィンテルン加盟）の組織合同を実現させ、また、ラテン・アメリカ地域では、一九三八年九月に、アルゼンチン、チリ、ポリヴィア、コロンビア、パラグアイ、ヴェネズエラ、ニカラグア、コスタリカ、ペルー、エクアドル、キューバ、ウルグアイなど一三カ国のあらゆる思想傾向の組合を結集して、ラテン・アメリカ労働総同盟（CTAL）を誕生させるなど、大きな成果をうんだのであるが、さらにこうした方針とその成果は、国際労働連盟内でも一定の反響をうまずにはいかなかった。

一九三六年にロンドン開催の国際労働第七回大会で、ノルウェー代議員は、ファシズムと戦争に反対して共同行動をとるために、ソ連の労働組合を加盟させるべきだと提案した。この提案は、フランス、スペイン、メキシコの代表によって支持されたが、多数派代議員の反対にあい、結局、アメリカ、オーストラリア、ニュージールランド、極東、ソ連の各国中央組織と交渉を開始するという、妥協的

な決議が採択されることとなった。

そして決議にもとづき、ソ連労組との交渉がすすめられたのち、三七年一月、ソ連労組の招待をうけて、国際労働執行委員会の三名の代表（L・ジュオー、W・スケヴネルス、G・ストルツ）がモスクワを訪れた。話合いの結果は成功したかにみえ、「戦争や全世界のファシズムと戦うための労働組合統一を基礎として、ソ連の労働組合と国際労働を統一する基本条件を承認した」という共同コミニケが発表された。

ところが、国際労働の政策が反ソ・反共を明確にしていなかった理由に一九二一年に脱退をしていたアメリカのAFLが、この時期になって、国内にCIOという競争的組織をもつこととなったので、これに対抗して内外でその地位を強化する必要にせまられて、その方針を変え、国際労働側の呼びかけに応じて一九三七年に国際労働に再加入した。この再加入が、国際労働内の反ソ連グループの力をつよめたため、翌年五月に開催された国際労働総評議会は、ソ連労組との共同コミニケにのべられていた統一の基本条件の「承認」をくつがえしたばかりか、逆に、今後ソ連労組との話合いはいっさいおこなわないという、AFL提案の決議案を採択してしまったのである。

こうして、国際労働内にたかまった反ファシズム統一の気運は、最初の挫折をこうむった。

しかし、一九三七年七月における日本の対中国全面戦争の開始、三八年三月のヒトラー・ドイツによるオーストリア併合、同年九月のミュンヘン会議における英仏の対独宥和、それにつづく三九年三月のドイツによるチェコスロヴァキアの独立抹殺など、そのこの国際情勢のなりゆきは、各国労働者に国際労働戦線の反ファシズム統一の必要性をますます強く感じさせずにはいなかった。

そこで、第七回大会から二年後の三九年七月チューリヒで開催された国際労連第八回大会で、国際労連執行委員会が、英、仏、ポーランド、ソ連の四国政府に共同平和戦線の結成をよびかける「平和のための行動計画」を提案したのにあわせて、イギリス労働組合会議は、その席上、「国際労連の憲章や規約を基準にして」ソ連労組に同労組加盟をもとめることを、提案することとなった。

だがこの時もAFLを先頭とする勢力はこうした提案にすべて反対し、とりわけAFLは、ソ連労組の加入が認められた場合には国際労連を脱退するだろうとの警告さえ発した。このためイギリスの提案は採決で敗れ、さらに、ソ連労組との話し合いをこれ以上おこなわないという以前の決議が再確認されることによって、国際労連をつうじての国際労働戦線統一の望みは断たれてしまった。

反ファシズムの国際労働戦線統一の望みを断たれ、ファシスト諸国と英仏その他からの同時攻撃をうける危険を感じたソ連が、やむなく独ソ協定にふみ切ったのは、それから二カ月とたたない三九年八月二三日のことであり、ついで同年九月一日ドイツが対ポーランド侵入を開始して、第二次大戦がはじまったのである。

#### 戦時における国際労連の活動

第二次大戦が勃発したのち、国際労連はなお数年存続した。しかし

それは形骸を維持していたという以外になんら有効な行動をおこすことはできず、その生命を終わったことを明らかにした。

戦争勃発後約一〇カ月間、国際労連の本部はパリにおかれていた。一九四〇年の三月と五月にW・シトリンを議長として執行委員会が開かれたが、AFLのW・グリーンを副会長に選出したほかは、何ごともきまらず、そうこうするうちにドイツはベルギー、オランダ、デンマークを席卷し、六月には仏ペタン政府が対独全面降伏をおこない、これらの国の国際労連加盟組織が破壊された。

四〇年六月九日、国際労連は本部をロンドンのイギリス労働組合会議の建物の中に移した。そして、四一年五月になって、ロンドンに逃れてきた国際労連役員と国際職業別書記局の合同会議を開いたのち、同年九月にロンドンではじめて公式の戦時会議を開催した。会議は、W・シトリン議長、W・スケヴェネルス書記長をふくむ六名の執行委員に、七名の全国中央組織の代表と国際職業別組織の代表をくわえて構成される、緊急国際労働組合協議会(EITUC)の設立を決定した。

緊急国際労働協議会は一九四二年九月ロンドンで第一回会議を開いた。会議はこの協議会が戦時中国際労働組合の「第一代表」として行動することをきめるとともに、国際労働組合再建の計画を準備する委員会と、戦後世界にそなえて労働者の社会的・経済的要求をとりまとめる委員会の、二つの委員会を任命した。そして一九四三年一月に国際労働連は英語とスペイン語の月刊誌「労働組合界」(Trade Union World)を発行しはじめたが、これは戦後における労働組合再建の問題を検討するためのものであった。

この間、一九四一年六月にはドイツの対ソ攻撃によって独ソ戦がはじまり、さらに同年一二月日本の真珠湾攻撃でアメリカも連合国にくわわり、戦争は、全世界的に拡大するとともに、ファシズムの侵略にたいする民主主義陣営の解放戦争としての性格を明確にした。独ソ協定とソヴェト・フィンランド戦争という、労働戦線統一を困難にしていた諸条件はうしなわれた。民主主義陣営にくわわったすべての国で、労働者階級はすすんで戦争に参加し、ファシズムからの解放、その侵略阻止、打倒のために、あらゆる努力をほらいつつあったし、各国の労働組合も、この努力を組織し援助するため活動をつづけていた。しかし国際労働連は、戦後における国際労働組合運動の指導権を確保するための準備をすすめるという以外に

は、ほとんど何の活動もせず、各国の労働者と労働組合の反ファシズムの活動を、国際的に統一することによって一層効果的にするという、その組織に本来課せられていたはずの緊急の任務にこたえることができなかった。

そこで、この課題は国際労連のそとで解決されることになった。

## 第二章 反ファシズム統一

### 行動の進展

#### 第一節 英ソ労働組合委員会の成立

戦時下で国際労組組織が解決しなければならぬ緊急の任務が、国際労連の枠の外で解決されることになる、その端緒をつくりだしたのは、皮肉なことに、国際労連の中心的組織であったイギリスのTUCであった。

イギリス労働組合会議TUCの総評議会は、戦争第一年度には、ドイツとのあいだの戦争を帝国主義戦争とみる組合内の戦闘分子や共産党員に対する攻撃をつよめ、とりわけソヴェト・フィンランド戦争をめぐる激しい反ソ運動を展開していたが、イギリスの組合員大衆のあいだでは、これと逆行する動きがみえた。一九四一年一月に労働組合ならびに工場の代表を中心してロンドンで開催された

人民大会は、「ソ連との提携のもとに、国内外のファシズムに対する人民の民主主義の防衛、生活水準の向上、すべての民主主義的権利の擁護と拡大」などをめざす綱領を採択したが、ついで合同機械工組合全国委員会もこの綱領の支持を決議するほどであった。

したがって、四一年六月独ソ戦が突如開始され、ただちにチャーチル首相がソ連に対する全面的支持を声明し、七月に英ソ同盟が確立すると、総評議会は、下部組合員の要求におされて、ソ連労組に協力を提案せざるをえない状況におかれた。

そこで総評議会は四一年九月エジンバラ開催のTUC年次大会で、「ソヴェトの労働組合と組織的な協力をおこなうためにソ連労働組合中央評議会とTUC総評議会との同数の代表で構成される英ソ労働組合委員会を設立して、両国労働組合運動が処理すべきあらゆる問題について意見と情報を交換するとともに、それぞれの組合の内部問題については干渉しないという了解をとげる」ことを提案した。この提案は、大会で歓呼のうちに承認されたが、もとよりソ連側からもただちに受け入れられ、翌一〇月には早くも同委員会第一回会議がモスクワで開催されることとなった。

モスクワ会議は、TUCからは議長F・ウォルステンクロフト、書記長W・シトリンら、ソ連労組評議会からは議長シユヴェルニクをふくむ代表が参加して開かれ、次の協定を全員一致で承認した。

- ① ヒトラー・ドイツとの戦争における相互援助のために両国労組が団結する。
- ② 共同の戦争において両国政府を全力をあげて支援する。
- ③ 軍需品の生産増大のための努力をつよめる。
- ④ イギリスがソ連に最大限の武器援助をおこなうのを支持する。
- ⑤ 新聞、ラジオ、映画、労働者集会など一切の宣伝手段を動員する。
- ⑥ 解放・独立・民主的自由の回復のために戦っているドイツ占領下の諸国民に援助をあたえる。
- ⑦ 両国労組間の相互援助と

情報交換を組織する。⑧ 両国の労働運動代表のあいだの個人的接触を強化する。

四一年暮になると、こんどはソ連労働代表がイギリスを訪れ、一月半イギリスに滞在し、この間に第二回会議が開かれて、協定実施のための措置がとられるとともに、委員会にアメリカの労働代表を加えるという問題がとりあげられた。

英ソ労働委員会の発足は、展開する新しい国際情勢とそこから生まれた労働組合の最重要の任務にたいして、国際労働がもはや適応することができなくなっていること、そして新しい情勢のもとで新しい国際的結びつきが生まれたことを意味していた。この結びつきを端緒にして、やがて世界労働が組織されることになるのであるが、しかし英ソ労働委員会で、両国労働の協力がすべて円滑におこなわれたわけではなかった。

一九四三年モスクワで開催された第三回会議で、この点はいちばんはっきりしめされた。この会議でソ連代表は、できるだけ早期に第二戦線をつくるよう要求する決議案の採択を提案したが、シトリンらイギリス代表は、この問題が軍事当局の権限に属するものであるということとを理由に拒否した。またこの会議の席上、ソ連代表団は、委員会を拡大して、アメリカ、ラテン・アメリカ、フランス、およびその他の反ファシズム同盟国の労働代表を参加させることを提議したが、この提議にも、イギリス側は戦時の諸条件のもとでは不可能だということとを理由に賛意をしめさなかったのである。

## 第二節 世界労働組合会議の計画

### 英ソ労働委員会拡大の要求

英ソ労働委員会が発足し、活動を始めたのとならんで、各国の労働組合が戦時下でそれぞれの必要に応じて相互の接触を開始したが、こうしたことは、とうぜん、英ソ労働委員会を拡大し、連合国の各労働代表を参加させて、これを国際的な労働組合会議にまで発展させるべきだとの要求を、各国でつよめることとなった。しかし、英ソ労働委員会第三回会議でイギリス側代表がしめた態度からもわかるように、こうした要求の実現をおさえようとする動きが国際労働の内部にあり、実現までに曲折の道がたどられることとなった。

これより先、英ソ労働委員会の第二回会議の話合いにもとづいて、TUCのシトリンはアメリカの労働代表を委員会にくわえることを目指して訪米し、AFL代表に会って、AFLとならんでCIOや鉄道友愛会の代表をも参加させたいとの希望をのべたが、AFLはシトリンの提案を拒否した。理由は、①ソ連の労働組合は労働組合とは認めがたい、②AFLはどんな委員会であろうともCIOや鉄道友愛会と代表をわけあうことに反対する、の二点であった。そしてAFL側がその代りに、TUCとAFLのあいだで英米労働委員会を設置することを提案すると、シトリンはこれを受諾してしま

った。

この英米労働委員会は四二年七月に設置されたが、四三年二月にワシントンで一回会議を開いただけで、なんら積極的成果をうまな

かっただけではない。それは、英ソ労組委員会を出発点に連合労組の広はんな協力が組織化されるのを、阻止する役目を演じていたため、各方面に強い憤激をよびおこした。

ソ連労組がこれを非難しただけでなく、CIOもこの点についてTUCに抗議するとともに、広く国際労組結成の手段をとるよう要請した。オーストラリアでは、オーストラリア労働組合評議会が一九四三年の大会で、委員会を拡大してオーストラリアを参加させることを要求する声明を発表した。またイギリス国内では、すでに四年のTUC大会でシトリンの「片手落ち」交渉(AFLとだけ接触して、CIOに対してはきわめて冷淡な)にたいする不満がはつきりと表面化し、シトリンの意向をこえて、大会は、「連合国のすべての労働組合との間の戦時の関係を基礎として、それを戦後に世界的な国際労連へと発展させることを総評議会に要求する決議案」を、可決していた。

そこで四三年一〇月サウスポート開催のTUC大会で奇妙な結果がうまれた。英ソ労組委員会の第三回会議をおわったソ連代表シュヴェルニクは、同会議の直後に開かれたこの大会で発言し、ふたたび委員会拡大の問題を提起したが、大会代議員の大多数はこれを支持し、大会は、戦時ならびに戦後の問題を研究するため、四四年六月に世界労組会議を開催することを、決議してしまった。しかもTUC総評議会の指導者たちも、ここではあえて決議に反対しなかったのである。

### 流産したTUCの計画

TUC総評議会の指導者たちが、英ソ労組委員会の席上では、同委員会を拡大して連合各国の労組代表を参加させることに、戦時下の困難に藉口して反対しながら、その直後に開かれたTUC大会で世界労組会議開催の決議案に反対しなかったことについては、それなりの理由があ

った。

すでに四三年初めにおけるソ連軍のスターリングラード戦勝利らしい、この時期までに、戦況は各方面にわたって連合国に有利に展開しており、九月にはイタリア・バドリオ政権が降伏して、勝利の帰趨は次第に明らかになりつつあった。米・英をはじめ連合国の政府は戦後復興の計画について語りはじめ、労働組合もまた戦後問題にとりくむ必要が生じつつあったところから、もはや世界労組会議を開催せよとの要求をおしとどめることはできなかつた。だが、TUC大会でシトリンらが反対しなかつた理由はそこにあつただけではなかつた。いまや世界労組会議の開催を避けることができず、またその会議で戦後にうちたてられるべき国際労組組織の問題が議題にのぼるのを避けることができなかつたれば、シトリンらは、英ソ労組委員会をおさずに、自分たちで卒先して会議を召集することによって、戦後の国際労組組織の指導権を握ることが必要であつた。なぜなら、シトリンらTUCの指導者たちは、同時に国際労連の中心勢力で、彼らは、戦時の必要から、英ソ労組委員会という、国際労連の枠をはみでた、労働組合のあいだの新しい国際的連携を承認することによって、客観的には新しい国際労組組織の芽をつくりだすような行動をとっていたにもかかわらず、主観的には、戦後の国際労組組織を国際労連を中心にして再建しようと計画していたからである。

事実、サウス・ポート大会で、世界労組会議の準備と召集を総評議会だけに一任させることに成功したTUC指導者たちは、英ソ労組委員会になにもはからないうで、単独で、三一カ国七一組織にあてて招請状を発し、一九四四年六月八日にロンドンで世界労働組合会議を開催する、と通告したが、そのさいに、TUC総評議会は、形式のうえでこそ単独の責任で行動していたが、実際には、国際労連

指導部の意志にしたがって動いていたのである。

さきにも述べたように、国際労連は、戦時における各国労働組合の行動統一にはなんらみるほどの役割を演じようとはしないで、早くから、戦後の国際労組組織の問題についてだけ考究しつつあったが、彼らの見たところでも国際労連の組織に一指もくわえないでこれを戦後にのこすことは不可能であった。連合国の一員として、ドイツ軍の撃破に主導的な役割を果しているソ連の労働組合を除外することは、もう明らかに不可能なことであった。また国際労連は一国一組織の加盟しかみとめなかったが、たとえばアメリカのCIOを除外して戦後の国際労組組織を考えることは困難であった。また、ラテン・アメリカでは、共産主義者ヴィンセント・ロンバルド・トレダーノの指導のもとにラテン・アメリカ労働総同盟の強力な運動が發展しており、イギリス領の植民地、属領、フランス領植民地でも、この四三年頃にはつぎつぎに新たな労働組合運動が誕生しつつあったが、これらの運動は、国際労連が例外的にしかカバーすることができなかつたもので、しかも戦後に無視することをゆるされない運動であった。しかし、こうした運動を包含することになれば、それは反ファシズム闘争の進展の過程でヨーロッパ各国の労組内におこりつつある勢力関係の変化とも結びついて、国際労組組織内における国際労連派勢力——右派勢力——の指導権をうしなわせる可能性があった。

そこで、TUCのサウスポート大会が開かれるまでの時期に、国際労連の指導者はこの問題について協議を重ねた。国際労連の書記長であったW・スケヴネルスは書いている、この時期までに、「将来の労働組合運動を支配しようという共産主義者の企図と、このイソタナショナルを健全な民主主義を基礎として維持したいと欲する人々との間のこの闘いにおける最上の戦術を決定するために、数回

の長い話し合いが国際労連と国際職業別書記局の指導者の間でおこなわれた。」そして、世界労組会議を開くのに、国際労連が招集者になるのは「賢明でない」、「招集者としてふるまうには、TUCほど戦略的に好位置にある組織はない」というのが、その到達した「最終結論」であった。

しかし、国際労連指導者の意図は、結局実現をみなかった。国際労連指導部と同じく反共の立場をとるAFLが、あくまで極右的立場をつらぬき、①そうした会議は国際労連が招集すべきものである、②招請がCIOのような「第二組合」にまでだされている、③ソ連労組の参加に反対する、の三つの理由をあげて、会議に参加することを拒絶した。ソ連労組は、会議そのものに反対しなかつたが、イギリスが一方的行動をとったことをただちに批判し、一九四四年初めには、この会議をTUC、ソ連労組、CIOの共同招集によるものとすることを提案した。

こうした状況のもとで一九四四年五月、TUCは突如会議の無期延期を決定した。理由は、Dデー——連合国軍のノルマンディー上陸作戦の開始にともなう会議招集の技術的困難によるものと発表された。

#### 英・米・ソ三国による世界労組会議準備委員会

四四年六月の世界労組会議が中

止されると、ソ連労組中央評議会はただちにTUCにたいして抗議し、会議の明確な期日をさだめること、および英、米、ソの労組代表によって準備委員会をつくってその準備活動をはじめることを要求した。四四年九月にはロンドンで英ソ労組委員会の第四回会議が開かれたが、ここでもソ連側は同じ要求を提出し、TUC側もついにこれに賛成した。

こうして四四年一二月四日ロンドンで準備委員会が開かれた。委



員会には、ソ連の提案にしたがって、TUC、ソ連労組中央評議会、CIOの代表が出席した。会議で、世界労組会議をこの三つの組織が共同で招集することがきまり、期日は一九四五年二月六日に決定した。

アメリカのAFLは、提案された会議への参加をあらためて拒絶し、国際労連にたいして、「できるだけ早い機会に世界の『自由な』労働組合の世界労働組合会議を主宰する』よう要求した。ベルギーとオランダの労働組合はこのAFLの主張を支持し、新しい国際労働組合組織を結成しようとするどんな企てにも反対するとの態度をとった。しかし、もはや大勢をどうすることもできなかった。

国際労連は当時二三カ国に一九〇〇万の組合員をもっているとしていたが、これは名目上のことにすぎず、組織は実際には形ばかりのものになっていた。四二年に緊急国際労働組合協議会は、特別の委員会をつくって、そのもとで国際労連再建案を準備し、四四年三月にこれを公表した。しかし、この案について国際労連全体の意見はまとまらず、ロンドンの世界労組会議が開かれる直前の、四五年二月一日二日に開かれた国際労連総評議会は、これについての行動を一九四五年九月まで延期してしまった。そして国際労連総評議会のメンバーはAFL代表をのぞいて、ロンドンの世界労組会議に出席することに賛成し、またロンドンに住んでいた国際職業別書記局の職員たちもこれに同調していた。

#### 仏ソ労働組合委員会の成立

このようにして、四五年二月にロンドンで世界労組会議が新しい形で開かれることになったが、こうしているあいだにも、新しい国際労働組合組織をもとめる勢力は、ますます力をつよめつつあった。

フランスでは、四〇年一月にヴィシー政権によって解散させられた労働総同盟が、四三年四月に再建されたが、再建された労働総

同盟の指導勢力は、戦前とは異っていた。再建は共産党、社会党、その他各派の協定にもとづく統一を基礎にしておこなわれたが、指導勢力は、抵抗闘争の中で労働者の圧倒的支持を獲得した共産党であり、労働総同盟を代表して全国抵抗評議会に参加した新進気鋭の指導者ルイ・サイヤンは、ジョルジュ・ビドーがドゴール政権の外相に就任したあとを襲って全国抵抗評議会議長になるといった具合に、フランス国民生活における総同盟の地位もいちじるしく高まっていた。この労働総同盟は、四四年八月、国内にとどまるドイツ軍に最後の打撃をあたえるために、全国ゼネストから蜂起へとたたかいをすすめる、フランスの解放に大きな役割を演じたが、このあとソ連労組代表団はただちにフランスを訪問して、フランス労働総同盟とソ連労組のあいだに連携ができた。四五年一月には仏ソ労働組合委員会が組織され、その第一回会議がモスクワで開かれた。そして会議の席上、両国の労働組合が、「労働組合の国際的統一を実現するために、共同行動をとり、ロンドン会議で新しいほんとうの世界労働組合の組織をつくるようにする」ことが決議されたのである。

## 第三章 第一回世界労働組合会議

### 第一節 会議の開催

一九四五年二月六し一七日、ロンドンのカウンティ・ホールで世界労働組合会議が開催された。会議を招集したのはイギリスのTUCであり、会議の準備委員会を構成したのは、すでにのべたように、TUC、ソ連労働組合中央評議会、ならびにアメリカのCIOであった。

すでにこのとき、第二次大戦の戦局は、連合国にとって決定的に有利になり、勝利は時間の問題となっていた。前年秋、東方からソ連軍が、西方から米英軍が、ドイツ領内に突入していた。ドイツ軍が殲滅的な打撃をうけたため、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド、ハンガリーはドイツ側をはなれただけでなく、すでにドイツに対して宣戦していた。ポーランド、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ノルウェー、フランス、オランダ、ベルギーなどはドイツ軍の手から解放されていた。太平洋戦線では、アメリカ軍がレイテ島からルソン島へと進出し、日本本土への進攻作戦に着々成果をおさめていた。しかし、なおドイツ軍の必死の反撃がおこなわれ、

ロンドンにたいする爆撃もつづいていて、会議の最中、カウンティ・ホールの建物は数回にわたって震動するという有様であったが、会議には、四二カ国六〇〇〇万の労働組合員を代表する二〇四名の代表、オブザーヴァーが参加した(注)。大きな労働組合で代表をおくらなかったのは、アメリカのAFLだけであった。

(注) 代表をだしたのは、英、米、ソ連、澳、伯、加、中国、コロンビア、キューバ、チェコ、仏、インド、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、南アフリカ、ユーゴ、パレスチナ、キプロス、英領ギアナ、ジャマイカ、ナイジェリア、シエラ・レオネ、ガンビア、ゴールド・コースト、北ローデシア、ウルグアイ、アイスランド、エール、スペイン、スウェーデン、スイス、フィンランド。イタリアとブルガリアは遅れて到着。コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、パナマ、ペルーはロンバルド・トレダーノが代表していた。なお国際労連と国際職業別書記局からは一六名の代表が参加した。

会議はあらゆる意味で国際労働組合運動史上画期的なものであった。そこに代表された六〇〇〇万という組合員数において、また社会主義国、資本主義国、植民地・従属国の労働組合員がはじめて一堂に会したという意味において、それはまさに史上最初のできごとであり、また黒人労働者代表が多数、ほかならぬロンドン市参事会の建物内を自由に濶歩するさまは、植民地の民族解放運動の高揚をむかえたその後の世界史の動向を、さきおぼれていたものといえる。

会議には連合国政府も多大の関心をしめした。開会にあたってロンドン市参事会議長が挨拶したばかりか、会議中、各三名の議長・副議長はイギリス国王と王妃に招待され、またイギリス首相チャー

チルの代理としてアトリー副首相が会議の席上スピーチをおこなった。会議がとりあげた議題は、次の四項目であった。

- (一) 連合国の戦力の増進。
- (二) 平和協定にたいする労働組合の態度。
- (三) 世界労働組合連盟の基礎にかんする問題。
- (四) 戦後の再建と労働組合がただちにとりあげるべき要求。

しかし、これらの議題をとりあげるにあたって、会議の構成と性格をめぐって重大な論争がおこった。会議に先立って開かれた準備委員会は、敵国ならびに前敵諸国の代表を会議に招いていなかったが、戦局の急激な進展と新たに解放された諸国における労働組合運動の復活は、代表招致可能な国の数を増加させていた。そこで会議の議事規則委員会はフィンランド、ブルガリア、ハンガリー、イタリアの労働組合代表を会議に招くことを提案した。仏、ソの代表やアメリカのCIOの代表は、これらの国の労組のうち接触をたもたれているものについてその実状を報告して、議事規則委員会の提案を支持した。しかしイギリスのシトリンは、現在部分的に解放されたにすぎないこれらの国で復活したばかりの組合が、真に民主的なものであるかどうか不明である、ということをお口に、委員会提案に反対した。これは事実を照らし、また仏、ソ、米の組合の証言に照らしてみると、かなり奇妙な主張であった。例えばイタリアでは、すでに一九四四年の六月に、共産党、社会党、キリスト教民主党の協議にもとづいてイタリア労働総同盟が創立され、四五年一月二八日～二月一日には解放地域における同組合傘下諸組織の第一回大会がナポリで開催され、組合員は一三〇万に達していた。シトリンがこれらの国の組合代表を参加させることに反対したのは、実はこれらの組合の反ファシズム、民主主義の性格が疑わしかったからではなくて———それどころか、実際には、これらの国の組合

は、反ファシズムの激烈な闘争をつうじて復活したのであり、その点は疑いようもなかった———これらの組合の指導権が、反ファシズム闘争の先頭に立った共産主義の手に握られていたからであった。

ポーランドについては、シトリンは、解放されたポーランド本土で復活した組合の代表を招かないで、戦前はポーランド鉱山労組の書記長ではあったが、戦時中はロンドンにいて在ロンドン・ポーランド亡命政権の職員であった、スタンチクを招くことを主張した。またシトリンは、会議で採決をおこなうことに全面的に反対し、「決議は全般的同意によってのみなされる」べきだと主張した。これは、「世界労働組合連盟の基礎」にかんする討議のさいの彼の発言から明らかであるが、この会議を諮問的な会議におわらせ、世界労組連盟結成の決議をさせまいとするための、伏線であった。しかし、シトリンの主張は会議に参加した大多数の代表に支持されず、前敵諸国の組合代表招請にかんする議事規則委員会の提案が認められ、また、会議は三分の二多数決制で運営されることに決定した。

## 第二節 「戦力の増進」

第一議題である「連合国の戦力の増進」については、ソ連の代表ワシリイ・クズネツォフが最初に演説し、ソ連軍をはじめとする連合国軍があげた戦果と組織労働者が軍需生産に果たした貢献、解放された諸国の労働者階級が反ファシズム闘争にあたえた援助について述べるとともに、軍事的勝利ののちにおいてもナチスに残された唯一の望みは連合国の陣列の分裂であることを指摘して、つぎのように強調した。「これらの敵の計画を実現させてはならない。連合諸

国は、戦争が勝利をもって終結し、安定した恒久平和の樹立に必要な友誼を一層強化するだろう。自由を愛する諸国民のこの一致を強化する最重要の要因は、労働者階級の全国的、国際的統一である。労働組合統一の問題は、今日とくに緊急かつ痛切である。」

この演説は熱狂的支持をえた。ついで英、米、中国、ベルギー、仏、加、インドの各代表が発言したが、アメリカCIOの代表リード・ロビンソンもまた「連合諸国の一致は、労働組合が、新たな、広い、効果的な組織によってすべて連合したときにはじめて適当な支持をうる。こうした組織が機能しているときには、ファシストたちの最後の不正な希望がうちくだされるだろう……」とのべたように、多くの発言者は労働組合の国際的統一の必要を強調した。この議題をめぐって宣言が採択されたが、それは次のような問題にふれている。

- 一、われわれの当面の任務はヨーロッパの戦争と対日戦争をできる限り早く終結させるために、敵をうちたおすことである。
- 二、世界労組会議は連合諸国の英雄的労働者の偉業に敬意を表するとともに、勝利が近づいたいま、軍需生産と動員のための努力を一層強めることを要請する。
- 三、労働者の十分な動員はその経済的要求の擁護と不可分であるから、労働組合は、賃金水準の確立、維持、差別待遇の廃止、住宅と社会保障、食料品の適正配給、団体協約、労働者保護立法の確立、維持のために闘わなければならない。
- 四、解放された諸国では言論・出版・集会・宗教・政治結社の自由ならびに労働組合の権利が即時確立され、人民に支持された政府がうちたてられることを要求する。
- 五、連合諸国政府はフランス・スペイン、アルゼンチンその他のファシスト諸国との関係を再考すべきである。

六、連合諸国の一致団結が勝利の基礎である。この一致を弱めようとする国内勢力と断固たる闘争をおこなうことを誓う。連合国の結束の最も確実な保障は、連合諸国の労働者の一致である。この一致の強化により、できる限り早期に勝利をもたらすとともに、恒久平和を樹立するために、行動しなければならぬ。

### 第三節 「平和協定にたいする態度」

第二議題「平和協定にたいする労働組合の態度」について最初に演説したのは、TUCのシトリンであった。ついできわめて多数の代表が発言したが、中華労工協会の朱学範が、日本の天皇を裁判に附して処刑すべきであり、天皇制を廃絶して共和制を樹立すべきであると主張したこと、キプロスとジャマイカの代表が、イギリスその他の帝国主義を攻撃して、平和の協定はすべての植民地・従属国の人民の民族自決問題を考慮すべきだと主張したことなどが、注目される。そして次の諸点をふくむ宣言が採択された。

- 一、労働組合運動の代表を、あらゆる局面で、平和協定に参加させることが必要不可欠である。
- 二、クリミア宣言を歓迎し、ドイツについて、戦犯処罰、ナチス全制度の一掃、重工業、運輸ならびに銀行組織、トラスト、カルテル、財閥、ユニカーの所有する土地財産の没収、最も被害をうけた国に優先権を与えた完全な賠償のとりたて、などを要求する。
- 三、国際連合憲章を準備するためのサンフランシスコ会議を歓迎する。戦争の根本的原因の一つは独占的諸団体の市場争奪にある

から、会議の第一の義務は、国際カルテルと独占企業の調査におかれるべきである。また経済的搾取の領域として植民地、従属国制度を終らせ、それらの国に自由な労働組合を發展させなければならぬ。

四、新しくつくられる国際機構（国連）の会議、とりわけ安全保障理事会ならびに経済社会理事会に、労働組合代表を正式に参加させるべきである。そしてその目的で、きたるべきサンフランシスコ会議に諮問的資格で労働組合代表を出席させるべきことを米英ソ三国政府に要求する。

五、日本にもドイツと同じ平和協定にかんする原則を適用すべきであつて、「天皇は日本の軍国主義の行為にたいする責任をまぬがれることを許されてはならないし、日本帝国は民主的共和国にかえられるべきであり、カイロ宣言の条項は、日本がその侵略中に奪取した領土にかんし厳格に適用されるべきである。」

#### 第四節 「戦後の再建と労働組合がた

##### だちにとりあげるべき要求」

この問題については最初にイギリスの全国鉄道労組の書記長C・N・ゲリーが報告し、ついで多数の代表が発言した。とりわけ植民地諸国の代表が、強力で自主的な労働組合運動を植民地諸国にうちたてるための援助をつよく訴えるところに、植民地の人民の民族自決ならびにこれらの原則の期限付履行を大西洋憲章調印国が宣言すべきことを要求して、「近代戦の主要原因は植民地に関する軋轢であるから、われわれはこの要求を力説するのだ」とのべたことが、注目される。論争点となつたのは、ILOの問題で、アーサー

・デイーキンがTUCを代表して、一定の提案の履行を確保するためにできるだけILOを利用するという保証を要請したのにたいして、CIOとソ連の代表団が反対したが、結局、「ILOに加盟している国は、他のあらゆる手段とならんで、ILOをつうじても綱領を実施すべく全力を尽すべきである」ということに意見の一致をみた。討論の結果、要旨次のような宣言が採択された。

一、連合国政府は解放された諸国とナチスの迫害をうけた諸国民を救済するため全力をあげるべきである。アンラは、労働組合と協議して活動すべきであり、かつ一層効果的な権限をあたえられるべきである。復員軍人、送還捕虜、ナチスにより強制拉致された労働者の就業の確保と平和生産への転換の計画化が必要であり、転換にあたっては労働組合の参加する公的統制が必要である。またファシズムとの闘いで生命を惜しまなかつた人々の全部にたいして、無料の医療と疾病手当、永久的不具者にたいしては終身手当が与えられるべきである。

二、戦後世界は、民主主義と文明を破滅から救うために戦つたすべての人にふさわしいものとして、再建されなければならない。労働者は、経済的奴隷状態から解放される権利と、十分でかつその労働にふさわしい収入を獲得する権利を、主張する。諸国政府は一切の男女に適正な賃金の適当な仕事を保証すべきであり、住宅のすみやかな再建、労働組合の参加のもとにおこなわれる食料・衣服の価格ならびに配給の統制、賃下げなしの週四〇時間制、国家と雇用主が醸金し、労働組合が管理に参加する包括的社会保障制度、がおこなわれることを要求する。

三、「多くの国とその属領では、私的独占の支配が産業の発達、民主主義的生活様式、国家の安全にとって脅威になっている。したがって独占の搾取から公衆を保護するため、その国に広くおこ

なわれている政治、経済状態に適切な行動をとるべきことを諸国政府に要求する。」

四、以上の要求の完全な実現は、政治・経済の分野における国際協力の成否にかかっているが、この協力を効果的、持続的にするものは、友好的協力関係にある力強い労働組合運動の各国における存在である。本会議は、労働組合を各国で自由に設立することをせひとも保障したいと考えており、必要な場合には、世界労働組合運動があらゆる権限を働かせて、その権利を承認させるために尽力するであろう。

五、最後に本会議は次のような「労働組合と労働者の基本的権利の憲章」を宣言する。

①働く人びとは、労働組合を組織し、団体交渉をふくむあらゆる正常な労働組合活動に自由に従事することができる。

②働く人びとは、協同組合その他の共済団体を自由に設立することができる。

③言論、出版、集会、宗教および政治結社の自由がなければならぬ。

④人種、信条、皮膚の色、および性を理由とするいっさいの経済的、政治的、社会的な差別待遇を撤廃し、この意味で、同一労働同一賃金の原則が確立されなければならない。青年が一人前の仕事をしている場合には、一人前の賃金を受取るべきである。

⑤教育と職業の機会をすべての国民に平等にあたえるべきである。

⑥仕事を求めるすべての人びとに、適当な賃金で適当なつとめ口があたえられなければならない。

⑦いかなる生活環境においても、必要な場合には、社会的、経済的に保障する適正な保護がすべて市民にあたえられなければならない。

ない。

## 第五節 「世界労働組合連盟の基礎」

この問題については、まずCIOのシドニー・ヒルマンが報告した。彼は、CIOがすでに一九四四年の大会で、平等を基礎としていかなる組合をも除外しない国際労働組合組織を設立する計画を支持する、との態度を表明していることを明らかにし、そうした組織をただちに設立すること、この組織はファシズムに反対し労働者の権利をまもる一切の労働組合を結集すること、民主的に組織されるべきこと、労働者の利益をまもる正しい綱領をもつべきこと、の四点を提案した。国際労連については、彼は、狭量な党派的反目、AFLの反ソ傾向のために、自己の改組についてもいまなお意見の一致をみる事ができないのであるから、国際労連を改組・再建するという案は問題にならない、とのべた。

国際労連の書記長スケヴネルスは、この意見に反対し、ついでノルウェー、オランダなどの代表がスケヴネルスを支持した。しかしソ連、フランスをはじめ圧倒的多数の代表は、ヒルマンの提案を支持していた。そこで、国際労連の改組・再建案を支持するIUCのシトリンは、かなり巧妙な妥協案を提出した。彼は、どのような欠点があるにせよ、過去二五年間機能を果たしてきた国際労連と国際職業別書記局を、廃止しろと要求するのは不合理だとのべ、各国の労働組合中央組織の代表と国際労連ならびに国際職業別書記局の代表でもって暫定委員会をつくることを、提案した。ヒルマン提案が、新しい世界労働組合組織をつくることの承認を会議にもとめて

いたのに対して、シトリンの提案は、「提議された世界労働組合組織」についてふれながらも、それを新しい連盟にするか、改組・再建された国際労連にするかの決定を、会議ののちにつくられる暫定委員会にゆだねようとしていたのである。しかし本会議で三日間、小委員会ですらに三日間討議したのち、会議は、新しい世界労働組合連盟を創立するという要旨次のような宣言を採択した。

会議は次のように確信する。自由愛好諸国の労働組合が、人種、信条、政治、宗教、思想のちがいにかかわらず一つの世界連盟に結集することが、全世界の労働者にとってもっとも必要である。会議は、できる限り早い機会に民主的な世界労働組合連盟を創立するために協力するという決意を記録にとどめる。会議は次の諸事項を決議する。

- ① 世界労働組合会議委員会をただちに選出する
- ② 委員会はただちに活動を開始する
- ③ 委員会は次の世界労働組合会議が開かれるまで全権機構として活動する
- ④ 委員会は、次の世界労働組合会議への報告を作成・提出する権限、講和会議とその予備会議に労働組合の代表権を確保するために会議を代表して行動する権限、世界労働組合連盟の規約案を作成する権限、一九四五年末までに世界労働組合会議を再召集する権限、などをあたえられる。

このあと会議は、世界労働組合会議委員会を設立する決議、世界労働組合会議を一九四五年九月に再召集するという決議、委員会本部をパリに置くとの決議を採択し、こうしてここに、新しい世界労働組合連盟の輪廓を確定したのである。

## 第四章 世界労働組合連盟

### の創立

#### 第一節 世界労働組合会議委員会の活動

ロンドン会議をおわったのち、この会議でつくられた世界労働組合会議委員会が活動を開始した。委員会は各国代表と国際労連、国際職業別書記局の代表四一名で構成されていたが、その会議でさらに、英、米、仏、ソ、ラテン・アメリカ各二名と中国、国際労連ならびに国際職業別書記局の代表各一名の合計一三名をもって構成される運営委員会と、シトリン、サイヤン、ヒルマン、タラソフ、トレダノ、スケヴェネルスをふくめた七人で構成される、世界労働規約を準備するための小委員会が、選出された。運営委員会書記にはサイヤンが、ついで議長にシトリンが任命された。

一九四五年四月、運営委員会はサンフランシスコで開かれている国連会議に覚書を送り、労組代表の参加を要請した。会議ではソ連の主席全権モロトフがこの要求を支持して演説したが、英・米側の強硬な反対にであい、結局、仏、ユーゴ、ニュージーランドなど一〇カ国の賛成を得ただけで、三三対一〇でこの要求は否決された。規約案の準備にさいしては、運営委員会内で激しい論争がおこな

われた。英、米、国際労連、国際職業別書記局の代表は、世界労連の任務を経済闘争にかぎり、政治的任務をけずろうとはかつたし、またその組織をできるだけゆるやかなものにして、世界労連の決定の実行義務を加盟組合におわせまいとした。また彼らは、国際職業別書記局が世界労連内で各国中央組織と平等の代表権をもつべきことを主張した。

これにたいしてソ連、フランスなどの代表は、世界労連の任務に、ロンドン会議でかけられた反ファシズム、平和擁護など政治的諸任務をくわえるべきこと、世界労連の組織を中央集権的なものにする、国際職業別組織を世界労連の産業別部門に再組織すること、を主張した。討議のすえ、労連の任務には政治的任務がふくめられた。組織問題については、一方で「各国の労働組合運動の自主性は保障される」という言葉を草案に書き入れるとともに、他方で世界労連の決議の実行義務を明らかにすることで、妥協がはかられた。最後に、国際職業別書記局の問題については、世界労連内に産業別部門をもうけるというソ連側の主張がとおった。

五月初めに運営委員会は規約草案の作成をおわり、五月二三日に、九月に開催されるべき第二回世界労組会議の招請状がパリから全世界にむかって発送された。招請された組織が草案を検討し、修正意見をパリに送り、運営委員会がこれらの意見にもとづいて草案に手をいれ、最終的な規約草案を仕上げたのは、八月一日であった。

## 第二節 第二回世界労働組合会議

一九四五年九月二五日―一〇月九日、パリで第二回世界労働組合

会議が開かれた。この会議は、途中から、世界労働組合連盟の創立にともない、第一回世界労働組合大会にきりかえられた。

ロンドン会議から約六カ月しか経過していなかったが、世界の情勢は根本的に変化しており、すでに五月にドイツは全面降伏し、八月には日本も降伏して、第二次世界大戦は終了していた。しかし、ファシズム勢力は打ち倒されたばかりであり、反ファシズム闘争の中でつちかわれた統一の気運は、連合諸国の労働組合運動の中にまだ生き生きと感じられ、連合国の政府間の協力にも、まだひびがはいつていなかった。

会議には、五六カ国六五組織の六四〇〇万以上の労働者を代表する二五〇名以上の代議員があつまつた。ロンドン会議にくらべて会議は一層広範なものとなったが、追加された代表の大部分は、東欧の解放された諸国、植民地、中東諸国およびラテン・アメリカ諸国から来ていた。たとえば、東欧ではルーマニア、ブルガリア、ハンガリーが新たに参加し、ラテン・アメリカからはグアテマラ、コスタ・リカ、パナマ、エクアドル、チリ、ブラジル、ボリヴィア、ペルト・リコ、ドミニカが新たに直接の代表をおくっていた。また中国からは、中華労働協会の二名の代表とならんで、華中ならびに華北の解放地区の労組代表一名（鄧発）が参加していたことが注目される。

また会議には国際労連、国際職業別書記局の代表とならんで、フランスとスイスのキリスト教労働組合のオブザーヴァーも参加し、欠席した唯一つの重要な全国労働組合中央組織は、アメリカのAFLであった。

会議の議事日程には次のものがふくまれていた。

- (一) 世界労働組合連盟の規約の採択。
- (二) ロンドン会議の国連への労組代表参加にかんする決議事項の実



行についての運営委員会の報告。

(目) ロンドン会議の決議事項の実行にかんする各国中央組織の報告  
(四) 世界労働組合連盟の指導機関の選出。

会議の第一日目から、代議員の大多数が新しい国際労働組織の設立を決意していることは明らかであった。だがそれでもなおイギリスの代表は、新しい組織を国際労働連に結びつけることを、改めて提案した。つまり、二年間の過渡期をおき、このあいだに非常設的な機関を選出し、これらの機関で、国際労働連ならびに国際職業別書記局と世界労働組合連盟との合併、および新しい連盟の中にこの二つの組織の指導者をいれる問題について、協議すべきだというのである。

しかしこの提案は圧倒的多数の代議員に支持されず、イギリス代表も修正意見を放棄し、会議は世界労働連の規約を採択する作業へとすすんだ。

### 第三節 世界労働組合連盟の創立と

#### 第一回世界労働組合大会

規約案の討議にはいったとき、最初にフランスのキリスト教労働代表は、一国に幾つかの全国中央組織が存在する場合、そのすべてを世界労働連に加盟させるよう提案した。しかしこの提案が支持されず、否決されると、キリスト教労働代表は退場してしまった。

ベルギー代表はイギリス代表に支持されて、規約案の前文中にくまれている政治的諸任務を削除することを提案したが、これも否決された。

オランダの代表は、強力な全国労働組合中央組織の干渉を避ける

ために、世界労働本部を小国におくことを提案し、チューリヒ、ブリュッセル、コペンハーゲン等を候補地にあげたが、会議は原案のパリを支持した。

小国と植民地諸国の代表は、小国にたいして執行部への十分な代表権が与えられておらず、組合費が高額すぎる、との不満をのべた。この不満はききいれられ、執行委員会の人数は原案の二名から二六名に増加され、組合費については、負担能力に応じて、加盟組織を一〇〇%納入、五〇%納入、二五%納入の三グループにわけること、了解がついた。

規約案にかんする討論で最も難航したのは、国際職業別書記局に関連した第一三条をめぐる問題であった。

シトリンやスケヴネルスは、ここでも国際職業別書記局を独立した組織として残しておき、各国の労働組合中央組織と同等の権利をもたせようとして、この条項に激しく反対した。そして激論のすえ、世界労働連の中に、技術的な事務問題を専門的に処理する産業別部門を設けるが、国際労働運動の全般的政策問題については世界労働連の指導機関が完全に責任をもつという(つまり国際職業別書記局を独立した組織としては認めない)、第一三条が採択されたが、しかしイギリス代表団があくまで主張したために、結局つぎのような妥協がおこなわれた。すなわち、産業別部門の目的、業務の方法、権限、財政は、のちに世界労働執行委員会が職業別書記局と話しあつて決定する「特別規約」によって規制されるものとし、問題の解決を將來にゆだねたのである。このため、国際職業別書記局は世界労働連のそとに残ることとなった。

規約草案は、以上のような討論をへたのち、若干の修正をくわえて、一〇月三日の会議で採択された。採択と同時に世界労働組合連盟は成立し、世界労働組合会議は世界労働組合連盟の第一回大会

——第一回世界労働組合大会にきりかえられた。

#### 第四節 世界労働組合連盟の組織

世界労働組合連盟(WFTU)の成立は、国際労働運動史上、一つの画期となるものであった。ここに、社会主義国、資本主義国、植民地・従属国のすべての労働組合運動を、また世界のあらゆる大陸のすべて労働組合運動をほぼ完全に包括した、統一的な国際労働組合組織が、はじめて成立したのである。

しかもこの統一は、戦闘的な立場を基礎にしたものであった。パリ会議で採択された世界労働規約の前文は、連盟の目的についてつぎのようにのべている。

世界労働連は、あらゆる国の人民の生活と労働の条件を改善し、またロンドンの世界労働会議の宣言にのべられたような、自由を愛好するあらゆる人民の要望している諸目的の実現を期して、人民を団結させるために存在する。

これらの目標と目的とは、世界のあらゆる資源が人民の利益のために利用されるような世界秩序を樹立することによってのみ完全に達成することができる。しかもこれらの人民の大多数は精神・肉体労働者であり、これらの労働者の保護と向上とは、彼らのあらゆる組織された勢力の、国内的および国際的な結合の如何にかかっている。

それゆゑ、世界労働連は、その主要目的が次のようなものであることを宣言する。

(a) 人種、国籍、宗教、あるいは政治的意見にかかわりなく、全

世界の労働組合を世界労働連の陣営に組織し結合すること。

(b) 必要な場合は、いつでも、社会的あるいは産業的に発展のおくれている国々の労働者たちが労働組合を結成するのを援助すること。

(c) あらゆるファシヨ的政治形態、および如何なる形態の下におこなわれ、また、如何なる名称をおびようとも、あらゆるファシヨ的動きを絶滅するための闘争を遂行すること。

(d) 戦争および戦争の諸原因と闘争し、安定した恒久平和の樹立のために努めること。その手段として次のことをおこなう。侵略を防止し、平和を維持するに足るあらゆる力をそなえた強力な、効果的な国際組織の樹立に全面的支持を与えること。

未発達国の産業上の発展とその資源の完全な利用のため、社会的経済的分野および手段における、できるだけ広範な国際協力を支持すること。

反動との闘争の遂行、およびあらゆる人民の民主主義的権利と自由とを十分に行使するために闘争すること。

(e) 連合国間に締結された協定や協約にもとづいて、世界的組織に関する諸問題を解決することを責務とするあらゆる国際的機関の中において、また世界労働連が決定するその他の国際的機関の中において、世界の労働者の利益を代表すること。

(f) あらゆる国の労働組合の共同闘争を組織すること。すなわち、労働者の経済的、社会的権利および民主主義的自由に対する、あらゆる侵害との闘争。

完全雇用の保障に対する労働者の要求をみたすための闘争。労働者の賃金、労働時間、労働条件、生活条件を進歩的に改善するための闘争。

失業、疾病、災害、老年などの危険にたいして労働者とその家族

を保護するために十分かつ適切な社会的保障をかちとるための闘争。

その他、労働者の社会的、経済的利益を増進するあらゆる措置をとるための闘争。

(g) 労働者の国際的統一問題に関し、労働組合員を教育することを計画し、組織し、また労働組合の目的と目標を実現するうえに労働組合員の一人ひとりもっている責任を自覚するよう、うながすこと。

こうした目的をもって創立された世界労連は、採択された規約によつて、次のような組織と機構をもつこととなった。

それは、規約にかかげられた原則と目的に賛同する各国労働組合組織で構成される。原則として加盟は一国一単位の全国労働組合中央組織に限られるが、正当な理由があるときは、一単位以上の全国労組中央組織、あるいは個々の全国労組組織も加盟をゆるされる。

組織の最高決議機関は、一年ごとに開かれる世界労働組合大会で、加盟組織は、組合員数に比例して逓減的に大会に代表される。

大会は、執行委員会の報告の検討、規約の修正、加盟・除名問題の処理、総評議会・執行委員会会計監査委員会の選出などの任務をもつ。

各国の労働組合運動の自主性は保障されるが、大会、総評議会、執行委員会の決議事項は、各国にその実行が義務づけられる。

総評議会は、大会と大会のあいだの連盟の統轄機関で最低年一回開かれ、執行委員会の報告をうけ、年次予算の承認、大会決議の実行計画の作成と実行、書記長の選出などをおこなう。執行委員会は大会ごとに選出され、書記長をふくむ二六名で構成される。そのうち二二名は、加盟組織から、三名は産業別部門から選出される。執行委員会は、総評議会からつぎの総評議会までの期間中の連盟統轄

機関で、最低年二回開かれる。執行委員会はそこから議長一名と副議長七名を互選し、正副議長と書記長は執行局を構成する。執行局は執行委員会の会期と会期のあいだの連盟統轄機関である。書記長は、連盟の主要な運営者で、連盟事務局の運営を総括する。連盟本部はパリにおかれる。

## 第五節 第一回世界労働組合大会の

### 諸決議

#### 大会の諸決議

成立した世界労連の大会——第一回世界労働組合大会は、ロンドン会議の決議の実行にかんして世界労組会議運営委員会ならびに各国代表から聴取した報告と、会議中に提出された各国代表の緊急の報告ならびに提案にもとづいて、つぎにあげる決議を採択した。

「国際機関および組織において世界の労働者を代表することについて」と題する決議は、サンフランシスコ会議が世界の労組を討議に参加させなかったことに強く抗議するとともに、「国際安全保障組織、および平和と再建の問題について責任をもつすべての国際機関と団体とに代表を効果的に参加させること」を、あらためて要求し、連盟が世界の労働者を代表して国連に参加する権利をもつていふことを宣言して、とくに経済社会理事會に顧問の資格で参加するよう全力をつくすことを、執行委員会に要請している。この決議はまたドイツにかんするポツダム協定、日本にかんするポツダム宣言を歓迎し、両国に民主的な政府をつくるための基礎は日独の「労働者のなかにのみみいだされる」とのべ、両国調査のための世界労連使節団を派遣すること、両国の占領機関に世界労連代表を顧問の資

格でいれるよう要求すべきことを、きめている。

「ロンドン会議の決定を實踐するにあたっての各国労働組合の活動報告についての決議」は、復員軍人の就職、生活、再訓練の問題、平時への移行にともなう失業の危険と社会保険の拡大の問題、ファシズムの残りかすをとりのぞき国際連帯と統一の精神を労働者にふきこむための、労働組合員の文化教育の問題にとくにふれたのち、ロンドン会議で作成された労働組合の権利の基本憲章と緊急要求を實現するために全力をあげることを、加盟組織に要求している。

このほか「大会の全員会議によって検討され、執行局に提出された決議」が一三あった。その第一決議は、連合政府にスペイン・フランコ政権との外交関係を断つことを要請している。第二決議はアルゼンチン・ペロン政府との外交断絶を要求しており、第三決議は、イランとギリシャの労働組合代表の大会出席を妨害し弾圧したことに對して、両国政府に抗議している。第四決議は「民族自決権」にかんするもので、植民地人民が「自決権や民族独立の権利を現在十分に實現することができないとしたら」、ファシズムに對する勝利は、「勝利といってもまったく不十分な勝利にすぎない」とのべ、インドシナとインドネシアの人民にたいして加えられた武力攻撃と労働組合にたいするギリシャその他の政府の干渉を非難して、執行委員会にギリシャ調査委員会をつくることを要請している。第五決議は、人種的差別と迫害の問題を取り上げており、アメリカ合衆国とラテン・アメリカ全体にひろがっている有色人種にたいする差別待遇、いくつかの国でおこなわれている、中国人、インド人、アラビア人にたいする移民制限などにふれ、こうした差別に反対してたたかうことを決定している。

第六決議は、ラテン・アメリカ労働総同盟の報告を審議した結果採択されたもので、後進国で民主的管理のもとに工農業を發展さ

せ、従属的地位から解放すること、そのさい民族的・社会的利益を害するような内外の独占的利潤追求に利用されないようにすること、また先進諸国の援助は、内政干渉や国際カルテルならびにトラストへの従属をひきおこすものであってはならないこと、をのべている。第七決議も同じ労働総同盟の提案にもとづくもので、「国際独占やトラストが反動勢力の中核でファシズムの最も強力な支持者であることは疑いない」とし、これらのものが「労働者を犠牲にしておこなっている統制を打破するために」、「各国で効果的な措置をとる」ことを要請している。第八決議は、アジアにおける社会的諸条件を労働者階級にふさわしいものにする目的で、アジア労働会議を開くことをきめており、第九決議は、植民地、半植民地諸国の経済・政治状態を調査し、関係政府に勧告するための委員会の設置を、執行委員会に勧告している。

第一〇決議は、「恒久平和と繁栄を確保するために連合国の統一をつくりだした故フランクリン・D・ルーズヴェルト大統領」の偉業をたたえた追悼の決議であり、第一一決議は、多数の船員から大会によせられた電報にのべられている提案について、執行委員会に考慮をもとめた決議であった。

#### 指導機関の選出

世界労連が一〇月三日に、正式に発足すると、一〇月四日大会は総評議会の選挙をおこない、五一カ国の組織から七一名の評議員を選出した。そして五日に第一回総評議会が開かれ書記長にルイ・サイヤンを選出するとともに、執行委員をも選出した。イギリスのシトリンは書記長に国際職業別書記局のスケヴネルスを希望し、「スケヴネルスが選出されなければ、イギリス労働組合会議は世界労連に残るかどうかを決定する権利を留保する」とまで強硬な態度をしめしたが、絶対多数の評議員に支持されず、要求を撤回した。

一〇月六日には第一回執行委員会が開かれ、ここで議長にサー・ウォルター・シトリン（英）、副議長にシドニー・ヒルマン（米）、V・V・クズネツォフ（ソ連）、レオン・ジュオー（仏）、ヴィンセント・ロンバルド・トレダーノ（ラテン・アメリカ）、朱学範（中国）、G・D・ヴィットリオ（伊）、F・クーパー（蘭）が選ばれた。

一〇月六（九）日にはさらに第一回執行局会議が開かれ、副書記長としてジョン・プロフィー（米）、M・ファリーネ（ソ連）、ワルター・スケヴネルス（白）が選出された。

一〇月八日世界労働組合大会はすべての予定された議事を処理して、その歴史的な幕を閉じた。閉会にあたって副議長に就任したばかりのレオン・ジュオーがあいさつし、次のように述べた。「今や世界労連は結成された。もしもわれわれがわれわれの使命を自覚するならば、未来はわれわれのものである。もしもわれわれが、われわれの理想であり同時に全人類の理想でもあるものに固く結びついていなければならない、未来はわれわれのものである。」

## 第六節 国際労働組合連盟の解散

世界労連が結成されたのちも、国際労連は名目上なお存在していた。世界労連に加盟したいくつかの労働組合中央組織は、続けて国際労連に加盟していた。しかしそれは名目上のことにすぎなかった。スイスの労働組合は国際労連と世界労連の「連続性」を明らかにするよう、国際労連の特別大会を招集することを提案したが、こうした提案をなんら現実性をもっていなかった。シトリンやスケヴ

ネルスはすでに世界労連の役員に就任して活動をはじめていたし、アメリカのAFLがこうした「連続性」をみとめるはずもなかった。

結局一九四五年一二月に国際労連は総評議会を開き、圧倒的多数で労連の解散を決定してしまった。AFLはこの会議に出席しなかった。

こうして、戦時中、連合諸国の労働者階級のあいだでおしすすめられた反ファシズムの統一行動は、労働運動史に画期的な世界労働組合連盟という国際的統一組織をうみだし、この統一行動を組織する意志と能力にかけたばかりか、その発展を阻害していた国際労働組合連盟を過去の中に葬り去ったのである。

## 第五章 国際農民運動

### 第一節 素描的要約

第二次大戦下の国際農民運動を考えると、コミンテルンのおよぼした思想的影響を没却することはゆるされないであろう。大戦が勃発したのは一九三九年三月であるが、それより四年前の一九三五

年夏にひらかれたコミンテルン第七回大会は、ファシズムに対して

労働者階級を中心に広範な諸階層の同盟を形成して、その攻撃と迫りくる戦争の脅威とたたかう新しい戦術を採用した。この方針の成果は一九三六年春のスペインならびにフランスの総選挙における人民戦線の勝利となり、中国では全民族的抗日民主戦線の方向を確定づけることになった。各国の解放運動はその戦列に農民を包含しようとする努力が強められ、農民もまたファシズムと帝国主義戦争に対決するイデオロギーを自己のものとして獲得していくことになったのである。帝国主義の侵略の手は、このような労働者農民の阻止のたたかいかかわらずおし進められ、ドイツとイタリアは一九三六年七月スペイン反革命のための軍事干渉にのり出し、日本は一九三七年中国に侵攻して、ついに第二次大戦へ突入していく。この間、戦前並びに戦時中に各国の農民が解放運動の一環としてたたかっていた抵抗の闘争は、多かれ少なかれコミンテルンの指導、あるいはその思想的影響によって肉づけされていくことができるであろう。コミンテルンは一九四三年五月、国際情勢および労働者運動にあらわれた変化が各支部(国)の任務に敏速性と独立性を必要とするに至ったことを主たる理由に解散したが、その思想は農民運動のなかに滲透して行ったことは、中国、ユーゴスラヴィアの革命に農民が果たした役割を評価する上ではもとより、各国の農民闘争を検討するさい無視してはならないと考えられる。これらのことは国際的規模における統一的な農民運動が存在しえず、かつ農民運動が国内の経済的状况に密着して具体的な目標の下で展開されたという特殊な限界性を考慮に入れたうえでも、なお基本的には認容されるであろう。

戦時中の各国農民運動について国際的な連帯ないし連関性の存在を認めることはほとんど不可能である。交戦国のなかには、かりに帝国主義国だけをとりあげても、あるいはファシズム・ドイツとたたかって勝利し(イギリス・アメリカ)、あるいは国土の半ば

を占領され(フランス)、あるいは敗戦によってファシズムが崩壊し(ドイツ)、あるいは国民の抵抗戦争によってファシスト政権を打倒する(イタリア)など、その状況はきわめて多様であり、さらに戦争の過程で革命を達成した中国・東欧諸国、あるいは日本の占領下にあった植民地諸国など、それぞれに存在しえた運動の目標と形態は異なり、その間に相互の連関の生まれる条件はほとんどなかった。このことは前述したコミンテルンが第七回大会以後ついに大会を開くことなく、戦争継続中に解散したことからも容易に推測されるであろう。

戦時中は一般に帝国主義国であると植民地国であるとを問わず、解放運動は抑圧されたために、経済状態の悪化などで農民の怒りが激発した場合にも、それが組織的形態をとり運動化されることはまれであった。権力は戦争へ協力を表明する御用団体だけを育成し、闘う立場をつらぬく階級的団体を解散または非合法化するのが常態となっていた。自己を防衛する組織を奪われた農民は兵士として戦場にかり立てられ、中心労働力を失なった農村は農業資材・肥料などの欠乏するなかで増産を強いられた。このような状況はいずれの交戦諸国にも見られるところであり、戦時中における日本の農村の社会的・経済的状态をふり返るならば、そのまま各国に共通した特徴を眺めることができるというであろう。すなわち、一方では組合運動が禁圧されて農民の要求を組織化するにはますます困難な条件がつくられた反面、権力は食糧はじめ主要農産物、原料の増産を必要としたために、価格支持、小作料制限などの措置をとることによって農民の生産意欲を刺激し、結果的には農家の経済状態に若干の改善をさえもたらしたのである。戦時下の国家的要請は思想的に農民をとらえ、そのうえ右に記したような政治的・経済的状况は階級的運動の沈滞ないし休止を招くことになった。かくて戦時中に

はいずれの国も農民運動は空白に近い状態とならざるをえなかった。したがって、その国の状況により、農民が独立闘争や抵抗運動に参加した事実はあるにしても、農民運動プロパーとして認めるべき闘争はまれであった。強烈な抵抗運動で知られるフランス並びにイタリアにおいてさえも、農民がこれに参加して起ちあがったのはすでに運動の終末期に近かった。これらからみて、農民の保守的後進性は戦時中とはとくにその特質を温存していたといえるであろう。

本稿は原資料に接しえず、かつ紙数の制約があるために、若干の国々についてのきわめて簡単な要約と、フランスの農民運動の推移状況をあとづけるにとどめた点を諒とされたい。

#### 中国

一九三七年七月、日本は北支の盧溝橋で砲火をひらき、つづいて八月上海を攻撃した。ここに抗日戦争が始まったのであるが、農民は中国共産党の指導下に土地革命を發展させ、紅軍に参加してたたかった。国内の地主・資本家の収奪に対する闘争は、当時の農民の生活状態から推察して全国的に各地で、しかもきわめて多様な形態で勃発していたものと考えられるが、農民運動としてあげるべき具体的事例に囑目することはできなかった。文献渉獵の不足にもよるが、ひとつには中国共産党では「半植民地における農民闘争の最高の形式であり、半植民地における農民闘争が必然的にめざすところの形式」は「紅軍の戦争と革命根拠地の發展」であるとする見地から運動の位置づけがなされているためであろう。

#### インドネシア

一九四二年初頭、日本軍のジャワ進駐によりオランダ現地政府は降伏し、その後三年間ジャワは日本軍の占領下におかれた。自由インドネシア独立主義者は日本軍に協力することによって活動の自由を回復し、独立のための全面的闘争を呼びかけた。しかし日本軍による苛酷な労務者の徴用、農産物の強制供出などに対して抵抗闘争に起ち上がったのは共産党員を中

心とする少数の革命的分子にすぎなかった。このなかに革命的な農民も存在していたであろうことは考えられるが、農民の要求をとりあげて運動化したものはほとんどなかったようである。一九四四年には東部ジャワのブリタルでインドネシア祖国防衛軍部隊の一部が日本軍に対して武力で抗争し、つづいて西部ジャワのインドラマユとタンクマラヤでも武装蜂起があったと記録されている。しかしこれらについても、その主体が農民であったか否かは明らかでない。

一九四五年六月、独立準備委員会が結成され、同年八月日本軍の降伏によって独立へのたたかいは著しい進展をみせた。スカルノとハッタは独立宣言を発し、上陸してきたイギリス・オランダ両軍に対して独立戦争の火ぶたが切られた。この闘争には多数の農民が積極的に参加し、ついに勝利と独立をもたらしたのであるが、これを農民運動の範疇で論ずることはできない。

#### アメリカ

アメリカは戦時中、国土を戦火におびやかされることなく、農民の生活状態は一般に向上をみせた。家族経営農家を組織の主体とする全国農民組合（一九〇二年創立）が組合員数は少ないながらも唯一の農民組織であるが、戦時中は「あらゆる耕地、農村労働力、機械力の完全就業、完全生産」を訴えて生産の増強に協力し、組合理事長パットンは経済安定局、戦時動員局、再転換局の諮問委員となった。さらに同組合は、一九三七年のジョンス・バンクヘッド法を改訂して、小作農、刈分小作農および農業労働者が自作農となるために長期金融の道をひらくとともに、この措置に零細農民、復員兵などを包括適用するように要求し、一九四五年には「家族的規模農場の改善、過小規模の農家面積の拡大、復員兵に対して自作農資金と更生資金の貸付」を企図する政府提出法案に支持を表明した。全般に農民運動は「融資と技術的援助と完全就業」とを要望する農政活動にすりかえられ、一九四五年秋には一切の国

家的統制を廃止しようとする政府に対して、統制を全面的に拮げよという戦時中の要求をくり返し主張した。同組合は闘争よりも、教育、協同、立法によって家族経営農家の生活改善をかちとることに活動の主体をおき、農産物価格、大量失業、戦争などについて農民に有利な法律の制定に努力したのである。全国的農業団体としては同組合のほか、大農場主を会員とするファーム・ビューロー、中規模農場経営者を主体とするナショナル・グランジがあるが、いずれも協同組合的活動と啓蒙を行なっているにとどまったようである。

### イタリア

イタリアが大戦に加わったのは一九四〇年であるが、戦争初期の段階においては政府の弾圧により共産党首脳部は逮捕され、社共統一戦線は崩壊してレジスタンスはもとより、農民運動が組織的に展開される条件はきわめてとぼしかった。同年一〇月対ギリシア戦争に敗北、一九四一年八月共産党はミラノに国内指導部を確立、一九四二年一〇月トリノで社、共、「正義と自由」の三派による国民戦線委員会が設けられた。この時期にいたって単独講和、反ファシズムの闘争はようやく農民を包み込むようになったといわれる。

一九四三年トリノで一〇万近い労働者のゼネストが組織され、七月英米軍が上陸、同月二四日ムッソリーニは引退、九月八日無条件降伏の経過をたどったが、進駐していたドイツ軍と残存ファシスト分子に対して解放をめざす国内戦が新たに日程にのぼった。しかしこの時期にも農民はファシズム崩壊からドイツ軍進駐にいたる政治的・軍事的意義を理解することができず、このために抵抗運動は主として山岳地帯と都市部で展開をみるにとどまった。

一九四四年はじめ、共産党の指導下に政治的ゼネスト、全国民蜂起への方向転換が決定し、三月には統一戦線が提唱され、六月ついにローマが解放された。農民が組織的に反ファシズム闘争に立ちあ

がったのはこの時期にはいつてからである。すなわち北部イタリアに集結したドイツ軍がパルチザン掃討にのり出した結果、トスカーナからエミリア地方の農村はその暴虐の犠牲となった。ここにおいて農民の解放闘争に対する観念は一変し、彼らは生活防衛のために「国民解放地方委員会または農民委員会に所属し、パルチザンの支持を受けるか、または自治的な農村武装隊の創設のみがこの保障を与える」ことを身をもって知り、愛国行動隊を組織したのである。

一九四五年四月占領地区労働者の蜂起的ゼネストが導火線となつて北イタリアは解放された。一九四六年六月には国民投票と制憲議会選挙が行なわれ、イタリアは共和国となった。同年一〇月社、共両党は行動統一協定を結び「未耕作の大農園の解放および協同組合形式の育成にもとづく農地改革」を達成目標のひとつに挙げた。このころ農民の窮乏は極度に達し、働くべき土地はなく、実力による土地占拠がすでに始まっていた。仮政府のグッロ農相（共産黨員）は、公私有地の解放、未墾・休閑地の農協への一時的譲渡を命じたが、認可機関である州委員会の大部分は地主がわに同調して実施をサボリ、一八〇万ヘクタールの被適用地のうち譲渡されたのはわずか二二万ヘクタールにすぎなかった。このような不法な妨害に対して農民と農業労働者は実力による土地占拠でたたかい、さらに一九四七年九月ポー河流域の農業労働者六〇万は賃金引上げ闘争を組織、この二つのたたかいは全国的に波及して都市労働者をも戦列にまき込むにいたった。このため政府は農業賃金引上げと農地改革実施を公約して、一〇月初旬に予定された農民のローマ行進をかううじて阻止したのである。

戦争は終結したが、インフレの波は強まり、政府は社会的・経済的矛盾を解決する能力を欠き、農民は労働者階級を先導とする局面打開のたたかいを推進していく。一九四九年五月開始された農業労



働者と農業サラリイ生活者一〇〇万を捲き込んだ大闘争は、その最初の道標となるものであった。これはポー河から南部一帯にわたる、土地収用など経済的要求を都市労働者の支援を得てかちとる成果をおさめ、一九五〇年の農地改革への圧力となり、南部農村地帯に新たに左翼の拠点を構築することになった。これらの闘争を通じてイタリアの農民運動には、とくにコミンテルンの人民戦線戦術の思想的影響が大きな寄与をなしているように考えられる。

## 第二節 フランスの農民運動

### 敗戦と被占領

一九四〇年六月一日ドイツ軍はパリを占領し、二二日フランスは降伏した。前年の一九三九年九月三日対独宣戦したときから数えて九カ月余、この間一三〇万の農民が動員され、うち五万五〇〇〇の戦死者、六八万三〇〇〇の捕虜を生じた戦争は、農村から働く腕を奪い、土地を荒廃にゆだねた。しかもペタンを頭首とするヴィシー政府が対独協力の姿勢をとったのに対して、ドゴールはイギリスから自由フランスを宣言し、以後フランスは占領、非占領、ヴィシー、反ヴィシー地域に分断されて、複雑かつ苦難の道をたどることになった。基本的には中小規模家族自作経営が農家の主要部分を占めているフランスでは、戦前から農業問題の中心は農産物価格の安定と向上、自立農家維持のための資金要求であり、国民総生産にくらべての農業生産の立ち遅れは農民の不満を強めてはいたが、戦時中には所得の増加はめざましく（農業所得は戦時、戦後の窮乏時代にも引きつづき上昇線をたどっていた）、徴発、動員による農業労働力の不足、耕地の荒廃などに

もかかわらず、農民を闘争にかり立てる条件は存在していなかった。

農業危機は敗戦が明らかとなった一九四〇年秋にはじめて表面化したのである。すなわち同年の収穫期前には非占領地域に小麦余剰分があり、占領地を脱出してきた三〇〇万ないし四〇〇万の人口を養うに足りた（占領地域の小麦ストックは軍事行動の過程で損傷遺棄された）のであるが、小麦収穫が無惨な状態となったため、漸く農業問題は注目を浴びることになった。

このような事態に対し、ヴィシー政府は農業会社副社長ピエル・カジオを農業担当官に起用、農業復興計画の立案に当らせた。カジオは農業資材生産のための融資、荒廃農地の耕起、新農家創設などの案を立て、播種面積を一九四〇年の三一七万ヘクタールから一九四一年には四一〇万ヘクタールに拡げることに成功した。彼の計画は、農業の基礎を家族経営の安定育成におき、農業労働者を漸次自作農に転換させることによって農村プロレタリアを消滅させようとするものであり、このために土地制度の改編を行ない、町村委員会を設定して公共投資を管理し、農民生活の改善をはかろうとしたのである。そして一九四一年四月には、新農家創設についてはその費用の半額にあたる補助金を交付し（一経営当り一〇万フラン）、また主耕作地から三キロ以上離れたところに存在する耕地は再編するなど措置をきめた。この措置がどれほど実効をあげたかは明らかでないが、西部をのぞく全農村、とくに農地が細分されているために機械化が困難であり、遠隔耕地が放置される状態となっていたブルターニュ地方などでは農民の要望に添うものであったと考えられる。

一九四二年、ヴィシー政府はラヴァルがふたたび首相に就任、一九四三年二月、ドイツ軍がスターリングラードで惨敗するにおよんで戦況は一変し、同年六月にはフランス解放委員会が結成され、抵

抗運動が活発化するようになった。すなわちチェール県シャテルド  
ンでは農民が牢獄を破って徴兵忌避で入獄していた者を援け出し、  
ブルターニュ地方では徴兵に反対して実力行使に訴えるなど、農民  
行動があらわれたほか、中央山岳地帯やドルドーニュ地方の抵抗闘  
争に農民が参加したことが記録されている。しかしこれらはいずれ  
も散発的なものであり、本格的な農民闘争が開始される前哨戦とは  
ならなかった。

### 農民組織の推移

フランスが対独宣戦を行なった一九三九年当時  
に存在した全国的農民組織としては、農業シン  
ジケート組合（右派）、農業共済協同組合連盟（急進派）、農民連盟  
（社会党系）および勤労農民総連盟（共産党系）の四つがあった。

前の二組織は経済団体的性格が濃厚で保守政党の影響が強く、共社  
両党の農民に対する指導力は全般に強いとはいえなかったようであ  
る。以上の四組織はヴィシー政府によって禁止され、新たに政府の  
勸奨によって農民団体がつくられた。これは一九四〇年一月二日  
付法律にもとづいたもので、地域ごとに地主、自作農、小作農など  
すべての農業諸階層を一括包容する協同体と規定され、その最高機  
関は任命による国民協同会議であり、加入は義務づけられていない  
が組織の決定は非加入者をも拘束する御用的団体であった。これは  
さらに一九四二年一月一日付法律で補足されて、自作農、小作  
農、分益農、農業労働者の各カテゴリーごとに代表を出して均衡委  
員会を設け、階層間の利害の調停に当らせることになった。いわば  
ナチス・ドイツ流の職能組織であったとみられるが、「合法性とい  
う観念に伝統的に愛着をおぼえるフランスの諸グループの一つであ  
る農民」（A・ワース）はとくに矛盾を感じることもなかったら  
しく、反対闘争があったという記録にはふれることができない。

戦後農民運動が復活の第一歩を踏み出したのは、ドイツの敗戦が

決定的となった一九四五年三月（五月にはベルリンが陥落した）に  
パリで開かれた農業総同盟（CGA）の結成大会である。これより  
先、一九四三年以来タンギールプリジャン（社会党員）は非合法機  
関紙「農民抵抗」で、将来の農民組織は「農民のあらゆる組織を包  
含する単一の一大農民組合の形態をとらねばならない」と主張して  
いたが、この農業総同盟はその方針にもとづき、かつアルジェのゴ  
ーリストたちの間に戦前の複数の農民組織の再建をはかる動きがあ  
ったのに妥協して、暫定的組織とする含みで結成されることになっ  
た。組織の目標は同じくプリジャンが明らかにしたように、「技術  
的・経済的関心だけでなく、生活条件の向上という至高の目的をか  
かげ、また増産あるいは所得を得て生きていくというだけでなく、  
土地の上で幸福な生活ができねばならない」という農民の人間の解  
放と職能的立場からの地位の向上が掲げられた。国民解放委員会の  
呼びかけにこたえて大会に参集したのは戦前の農民運動指導者、地  
方活動家、協同組合、共済組合、農業技術者の代表をはじめ、農民  
各層、農業労働者の諸組織であり、ここにはあらゆる政治的傾向が  
網羅された。とくに組織的主体となったのは、戦前に存在していた  
農業経営者連盟（FNSEA）、農業協同組合連盟、農業共済組合  
連盟、農業金融連盟、農業技術者連盟の五団体で、社会党系並びに  
労働総同盟（CGT）系の農業労働者組織も漸次加盟し、農業者の  
解放をめざす大同団結として、機関紙も「農民解放」の名称で発刊  
が定められた。形の上からみれば一九四〇年一月二日付法律にも  
とづく上からの統一体をそのまま足場として、農民運動の発展を期  
待したものと見えるであろう。しかし発足の当初からイデオロギー  
論争が生じて、内部対立はこの組織をほとんど形骸にすぎないもの  
と化すことになったのである。

なお農業総同盟の内部対立を理解するためには、戦前の農民組織

状況をふり返る必要があるであろう。農民組合が公認された一八八四年には五つしかなかった組合は数年後には六〇〇、組合員数二〇万に増大し、一九一四年すなわち組合法公布後三〇年には六六六七組合、一〇二万九七二七組合員をかぞえるに至った。ただしこれらの組合は日本の戦前の農民組合とは性格を異にし、種子、肥料の購入、薬剤散布など共同行為の必要から生じた農協的役割が団結の基盤を形成しており、イデオロギー的、階級的性格は稀薄であることに注目しなければなるまい。そしてこれらの多数の単位組合に対して、政治的傾向によって結集したいくつかの連合組織が働きかけを行っていたのである。その主なるものは保守系では農業者中央同盟（UCSA、一八八六年創立）、急進系では農業組合連盟（FNSA、一九〇九年創立）であった。しかし両組織とも「本質的には農村ブルジョアジーに属した運動であり、資本主義の行き過ぎをとがめながらも農民の深い共感をかちとることはできなかった」（M・ドバティス）といわれる。第一次大戦ののち、農業者中央同盟はそれまで指導的位置を占めてきた大地主層にかわって大農が進出し、農業者同盟と改称して小麦生産者、甜菜、畜産、蔬菜経営農家などによる職能的団体の指導部を固めることになった。これに対して階級的な農民組合の結集が労働総同盟（CGT）によって提唱され、一九一九年九月、その傘下のミジ地方農業連盟、シャンパーニュ地方ブドウ栽培者組合などに中立のランド地方農業者連盟が結集して農業労働者国民連盟（FNTA）がつくられた。この組織の闘争目標は、農民の生活状態を改善して俸給生活者の水準にまでの引上げ、直系後継者のない農家の土地の公有、荒廃地の集団経営による開発、他産業労働者と同一労働時間、最低賃金制、社会的・経済的同一待遇、特殊農業教育の実施などであり、農業プロレタリアートを中心に、小作農、分益農の利益を擁護するものであった。そして

一九二〇年九月現在で三二八組合、一三万組合員をかぞえたのであるが、当時の農業労働者数は一〇〇万を超えていたのにくらべれば組織率は高いとはいえず、しかものちにCGT系の国民農業連盟（FNA）とCGTU系の統一農業連盟（FUA）に分裂したのであった。

なお、ほかに共産党系農民組合（複数）の加盟している勤労農民総連盟（CGPT）や、社会党系農民組合（複数）の加入している農民連盟（CNP）も存在していた。ほぼ以上のような複雑な組織状況のまま一九三九年に至ったのであり、したがって農民を一つの組織へとということの主眼とした農業総同盟の結成は、それ自体雑多な分子を寄せ集めたにすぎず、統一を必要とする客観的・主体的要因は欠除していたのである。

新たに結成された農業総同盟は、立場を異にする議会政治家が介入して、戦前の農民組合の系列を温存助長することを避けるために、政治家は議会へ、農民は農業総同盟へという職能的区分を設けて、実質的に政党の介入を排除することを申し合わせた。これはおそらくサンジカリストの伝統の根強いところから、そしてまたフランスの農民組合の生い立ちからきた要請であったと考えられる。しかしその結果、革新系イデオロギーによる農民把握が妨げられることになったのはいなむことができない。

農業総同盟は復興第一計画案に農業部門が基礎産業の一つに含められていなかったことなどから、まずつぎの三点を活動目標に掲げた。

- 1 農業諸組織およびその連合体の再編成
  - 2 公共機関に対し農業者を代表すること
  - 3 経済・社会機構の一環に農業を組み入れること
- 右派のM・ブロンデル（農業経営者連盟書記長）と左派のM・フ

オンタネ（共産黨員）とは、右の第二点で激しい論争を展開した。これは左右両派の主導権争いにつながるとともに、基本的にはサンジカリストとマルクス主義者の農民組織に対する見解の相異をあらわしていた。すなわち、農業総同盟の指導部を占めた社会黨員は党支部をつくり、党組織の拡大に積極的に乗り出していたのに対し、サンジカリストの流れをくむ農業経営者連盟は農業総同盟のなかにありながら、自己独自の政策委員会をもって活動をつづけていたのである。したがって農業総同盟と農業経営者連盟のあいだには権限と行動の重複、二重指導が存在しており、農業経営者連盟は農民を代表する位置を社会党が指導する農業総同盟にゆだねることを黙認できなかった。このようなどころから論争が生じたのであるが、分裂は起こらなかった。たがいに組織を拡大するために農業総同盟を利用したのである。しかし社会党の支部建設活動はかえって保守的な農民の反感を買い、多くの町村では戦前の農村ボスが勢力を張り、農業経営者連盟は自作農を中心に支持を高め、これに反批判して農業総同盟そのものは実力を喪失して行ったのであった。それには社会党の誤った政策も拍車をかけたことを記しておく必要がある。一九四四年から一九四七年まで、社会党は共産党の支持を得て農業総同盟の主導権を保持していたが、浮きあがるにつれて政策の一貫性を失い、共産党の農村支持勢力が強まってきた一九四七年には大土地所有者を援助して共産党に打撃をあたえ、共産党勢力が弱まったあとでは逆に大土地所有者によってみずからの指導権を奪取されるといふ事態を惹起したのである。農業技術者組合連盟の指導権が農業資本家に移ったのもその一例としてあげることができるであろう。

社会党が農民層の支持を失うにいたった原因はいろいろあげられるが、M・ドバティスがつぎの三点にしばっているのはほぼ正鵠を

得たものと思われる。

1 社会党は農民に根をおろさず、中部、南西部でさえも若干の組織をのぞいては弱体であり、かつ元来農民よりも労働者階級の味方であるとみなされていた（一九五二年の試調によれば、社会党の得票のうち農民票は八%と推算されている）。

2 農業総同盟が政治活動と職域活動の分離を決定したところから、社共両党の農業部門指導者層が欠乏し、サンジカリズム的傾向を強めることになった。

3 三党連立政府が社共両党の反目のために短期間で崩壊し、これはさらに農民組織の分裂を生み出した。農業経営者連盟の右派指導者はこの機会を利して、社共両党ならびに進歩的農業立法を支持するキリスト教民主主義者の影響を農民層から排除することに成功した。

#### 農民の政治意識

戦時並びに戦争直後の農民の政治意識を直接把握し得る資料には接することができなかったが、戦後の政党支持状況はほぼつぎのようであった。

共産党は五大工業地帯のうち、北、北東、中部の三地帯に勢力を占め、東、東南部は微弱。農村では北東部と北部の小麦・甜菜地帯の農村プロレタリアの支持を確保し、中部においては「土地を耕作者へ」のスローガンは自作農、分益小作農だけにとどまらず、古い共和派の小土地所有者にも迎えられ、中部山岳地帯では社会党よりも支持者数は多く、ブドウ・オリーブ栽培地帯の中小農の間に強い支持を得ていた。

社会党の農村主勢力はロワール北部の自作農、南西部の分益農、中部ミジの小土地所有者層であった。

ほかに農民党（一九二七年創立）がある。同党は中部山岳地帯の西側四、五県に根をおろしていたが、ブルターニュ内陸地域では大

地主が自作農と結んで右派へ、自作農集中地域では左派へという分化傾向があらわれ、一九四六年一月選挙では全投票の一・二%、二二万九千票を獲得したにすぎず、機関紙「農民の統一」は一九五〇年四月現在四万八〇〇部を発行していたにとどまる。

一九四六年六月の第二次制憲議会選挙における得票数は、右派の人民共和派(MRP)二八・一%、五五八万九〇五九票、社会党二一・一%、四一八万七八一八票、共産党二六・二%、五一九万九一一一票となっており、以上三党で七五・四%を占めている。社共両党が都市工業地帯に強固な地盤を有していることから推測して、保守的な農民層の多くは人民共和派を支持し、数的には農民層の主体を占める中小農も革新政党的働きかけに対しては比較的反応少なく、農業経営者連盟にみられるような職能的立場で対応するにとどまったものと思われる。

### 農民行動の展開

以上の叙述からも明らかであるように、戦後の農民運動は形式的には統一を達成したにかかわらず、その停滞的状況は蔽いがたいものがあつた。一九四五年六月、共産党書記長トレーズは農業の生産減退状態を述べ、フランス再建計画に盛り込まべき農業問題として、近代化、社会立法、融資の急務であることを強調している。また一九五一年五月、農村家族会議でP・アレは「戦後フランス農業の歴史は農産物価格の不满に対する農業職能組織の闘争、すなわち直接税および異常な流通状態の下で過剰輸入の重圧によって、おし下げられ、かつ連年の豊作で過剰生産となり暴落した農産物価格の引上げのための闘争である」と述べている。このように価格闘争は農民運動の主要部分を形成して来たとしても、相つぐフランの下落、名目価格の上昇して行く当時のインフレ進行過程のなかで、この闘争は確固たる運動の目標として定着し得なかつたであろうし、内部矛盾を包蔵しつつ形式的統一

をたもっていた農民組織も強い闘争を推進する母体たり得なかつたであろう。また政府が商品化農産物の一二%を占める穀類と甜菜について保護価格制度を設定していたために、価格闘争は肉類、牛乳、鶏などの生産農家に限定されることになり、全農民共通の課題とはならなかつたと思われる。

一九四八年、フランスの「マーシャル化」は進行し、アメリカ余剰農産物の輸入、植民地的経済への転落傾向があらわれ、労働者の実質賃金は戦前の二分の一に低下、四月から七月にかけてストライキの波が高まったが、農業総同盟は起ちあがらなかつた。しかし農民の組織化は着々と進み、農業総同盟自体は無力化しつつあるなかで、その傘下の農業経営者連盟は七〇万を擁するに至つた。またカトリック農業青年運動も起こり、一九五〇年五月、六万の農業青年をパリに集めて「道路・電話網を農村に敷設せよ、技術的・知的形成のために学制を改革せよ、貧農青年の道徳的・職業的育成のために融資をはかれ」などの要求を掲げて政府に迫つた。

一九五三年の農業経営者連盟大会で、P・マルタンは農業総同盟(CGA)を農業者総同盟(CGA)と改称するように提案した。これは社会党的色彩を改称によって払拭し、協同組合並びに共済組合と連繋して職能的組合主義への前進を意図したものと考えられる。提案は否決されたが、農業総同盟はこの翌年二月の規約改正によって単なる連絡組織に変質し、農業経営者連盟は名実ともにフランス農民運動の中心的勢力となつたのである。戦後十余年、ほとんど雌伏状態をつづけていた農民行動は、一九五三年初頭漸く口火を切つた。その最初ののろしは生肉価格の暴落に対して行なつた中部の農業経営者連盟一八県連の出荷拒否、道路遮断の実力行使で、戦後はじめての農民の大闘争であり、同年九月ラニエル政府に農産物市場組織の基礎を定める法令を公布させることになつたのである。

さらに同年七月、エロー県でブドウ栽培農家による「バリケードの日」がたたかわれた。すなわち農協と連繋して出荷拒否、道路封鎖を決行、道路には実に四〇〇の障害物が並べられたのである。その数週間後、八月の大労働者ストが勃発した翌日、農業経営者連盟中央書記局の指令によって四〇県の農民がデモに参加した。ここに農民運動は新たな昂揚の波を迎えたのであるが、戦時中に引きつづく沈滞期は農業総同盟が単なる連絡組織となった時点で終止符をおくべきであろうと考えられる。

(後記 原資料に接することができないため、小稿執筆にさいしては多くの文献を渉猟したが、誤りもあると思う。お気づきの点はご教示を得られれば幸いである。なお、とくに下記の諸書から裨益したところが大きい。引用註記の煩を避けたがここに厚く謝意を表す。胡喬木「中国共産党の三十年」、イングラ、大和田啓気訳「アメリカの農民組合」、A・ワース「フランス現代史」、山崎功「イタリア社会運動史」、トレーズ「政治報告集」、G. Walter-Histoire des paysans de France. 1963. M. Devatisse-La revolution silencieuse. 1963. M. Caroué-The development of agriculture and peasant struggles in France (Land & Labour. 1960). J. Fauvet-Les forces politiques en France. 1951.)

## 太平洋戦争下の労働運動 図表索引

第1図	特高警察系統図	326
第2図	情報局職員配置および系統図	383

## 太平洋戦争下の労働運動 統計表索引

### 労働者運動

第1表	第2次大戦中の労働争議	222
第2表	連行朝鮮人炭鉱労働者異動調	237
第3表	北海道主要炭鉱の労働者数の 民族別構成	239

### 農民運動

第4表	自作農創設維持事業の実績 (全国)	274
第5表	原因別小作争議件数(全国)	280
第6表	小作争議の参加人員と関係土 地面積(全国)	280
第7表	小作争議原因別件数	282
第8表	小作人の要求事項別件数	283
第9表	土地争議件数の推移(全国)	284
第10表	小作争議結末表	286
第11表	小作調停(全国)	288
第12表	小作争議件数(北海道)	292
第13表	小作争議関係範囲(北海道)	293
第14表	小作争議原因別件数(北海道)	294
第15表	小作人要求事項別争議件数 (北海道)	295
第16表	小作争議の結末(北海道)	297
第17表	小作争議の解決方法別件数 (北海道)	297
第18表	小作争議調停者別件数(北海 道)	298
第19表	土地返還争議の結末(北海道)	299
第20表	農業尽忠会介入小作争議(新 潟)	304
第21表	小作官の法外調停事件概況 (新潟)	306
第22表	小作争議の発生件数関係範囲 および結末(新潟)	306

第23表	小作争議発生原因小作人要求 事項(新潟)	307
第24表	小作地引上に関する争議	309
第25表	秋田県における地主小作人組 合数の推移	310
第26表	小作争議概況(秋田)	311
第27表	小作調停事件の概要(秋田)	312
第28表	小作争議の件数と規模(和歌 山)	313
第29表	土地取得争議件数(和歌山)	314
第30表	地主・小作人組合(全国)	315
第31表	地主・小作人組合一覧表	316

### 治安維持法と政治運動

第32表	治維法事犯捜査事件数および 被疑者人員数	328
第33表	治維法違反起訴者職業別調	329
第34表	治維法違反起訴者年齢別調	329
第35表	治維法適用通常第1審判決科 刑別件数および人員数	329
第36表	反戦・反軍・不敬・不穏言動 摘発件数(警保局調)	331
第37表	太平洋戦争下で摘発された流 言とその種類(憲兵隊調)	331
第38表	共産党関係治維法違反数(司 法省調)	339
第39表	左翼学生運動による被検挙学 生数	353

### 言論統制の文化運動

第40表	用紙割当指数	392
第41表	新聞雑誌数の減少	394
第42表	新聞・出版物処分件数	397
第43表	映画検閲切除理由別件数	401
第44表	宗教犯罪	423



北日本——	302
北日本——同盟 (北日農)	301
皇国農民連盟	277, 302, 317
皇国農民同盟	277, 317
大日本——	277
日本——同盟	317
農民自治連盟	277, 317
農民連盟	277, 317
日本——	277, 317
新潟県皇国——	302
新潟県日本——	302
野坂参三	342, 364, 373

ハ 行

発売禁止	388
小哈爾吧嶺会議	453
反戦同盟 (在中国日本人の)	358
在華日本人民——西南支部	357
在華日本人民——重慶總部	358
在華日本人民——延安支部	364
在華日本人民——同盟員数	362
在華日本人民——工作方針書	367
非合法小グループ	349
平野力三	317
ヒルマン・(シドニー)	468, 469, 475
不穩文書臨時取締法	383
仏ソ労働組合委員会	463
編集への干渉	385
細川嘉六	431, 437
北海道綴方教育連盟	409
法外調停	290, 291
——事件 (新潟)	305
放送・通信統制	400
ホーリネス教会	421

マ 行

満鉄グループ	432, 433
正木晃	439

ヤ 行

矢内原忠雄	404, 424, 440
唯物論研究会	406

横浜事件	431~437
予防拘禁法	323

ラ 行

ラテン・アメリカ労働総同盟	462, 474
流言飛語	330~336
臨時農地価格統制令	273
臨時農地等管理令	271
労働組合	
英ソ——委員会	459~462
英米——委員会	460
キリスト教——	470
緊急国際——協議会 (EITUC)	458, 463
国際——連盟 (国際労連 IFTU)	456~459, 462, 464, 468, 469
世界——連盟 (WFTU)	469~475
世界——会議	461
赤色——インターナショナル (プロ フィンテルン)	457
全日本労働総同盟	218
東京交通——	219
日本海員組合	220
日本教育労働者組合	408
日本——会議	218
日本——全国協議会 (全協)	408
日本——全国評議会	218
日本——総連合	221
仏ソ——委員会	463
労働組合と労働者の基本的権利の憲章	468
労働者の不良化傾向	230
労働争議 (甲類) 報告書	230
労働争議未然防止調	230
労資関係調整方策要綱	245, 248
労資調整組織案	242
労働無産団体協議会	218

ワ 行

「和平村」	362
-------	-----

——の産業別部門	471
——の創立	469~472
——の組織と機構	475
——の特別規約	471
——第一回執行委員会	475
世界労働組合会議	461
——準備委員会	462
第1回——	464
第2回——	471
第一回世界労働組合大会	470, 471
赤色労働組合インタナショナル (プロ フィンテルン)	457
戦時教育令	414
戦時刑事特別法	325, 384
全日本労働総同盟	218
「川柳人」	428
祖国光復会	450
——の十大綱領	450
ゾルゲ事件	374
ゾルゲ・リヒアルト	374, 375
タ 行	
怠業傾向	229
大東亜建設審議会	413
大日本産業報国会	250, 251, 252, 253
大日本農民組合	277, 302, 310, 317
「他山の石」	438
玉井潤次	302
タラソフ	469
「短歌時代」	430
治安維持法	322, 384, 434
「近きより」	439
地主組合	315
遅刻早退者の増加	228
津田左右吉	405
ディーキン・(アーサー)	467
東京交通労働組合	219
逃走者の続出	219
燈台社	420
特高警察	325~328
徳田球一	339
土地争議	284, 298, 313

——返還——	287
泊会議	432, 234
トレダーノ・V・L	469, 475
ナ 行	
二重稼働傾向	229
日本海員組合	220
日本海運報国団	
——綱領	257
日本教育労働者組合	408
日本共産党	339
日本技術教育協会	417
日本産業労働倶楽部	242
日本人民解放連盟	373
日本青年教師団	415
日本セブンスデー・アドベンチスト教 団	421
日本農民組合同盟	277
日本農民組合総同盟	317
日本兵士覚醒連盟	363
日本兵士の要求書	370
日本編集者会議	435
日本無産党	218, 337
日本労働組合会議	218
日本労働組合全国協議会 (全協)	408
日本労働組合全国評議会	218
日本労働組合総同盟	219
日本労働組合総連合	221
農業尽忠会	287, 303
農民報国運動	277
農民報国連盟	277
農村問題対策懇談会	301
農地	
——政策	274, 311
——の移動統制	274
農地委員会	273, 287
農地国家管理法案	319
農地制度改革同盟	277, 317
農地調整法	272
農民組合	
日本——	277, 317
——の解散	277

——事作 (新潟)	305
——の処理および結末	290
——申立の種別と内容	289
小作調停法	286
小作料	
——統制令	273
——統制の実績	275
——の適正化	273
小作人組合	314
「古人今人」	438
国際職業別書記局 (ITS)	456~462, 463 464, 471
国際労働組合連盟 (国際労連 IFTU)	456~459, 462, 464, 468, 471
——の解散	475
——の再建案	463
——の総評議会	457
——の第7回大会	457
——の第8回大会	458
国防保安法	424, 384
国民勤労報国協力令	413
国領伍一郎	339
コミンテルン第7回大会	342
コム・アカデミー事件	404

サ 行

在華日本人民反戦同盟	357, 358, 362, 364 367
サイヤン・L	463, 469, 474
作付統制	274
雑誌の統合	393
左翼学生運動	353
産業報国会 (産報)	
——指導方策要綱	250
——生活指導要綱	258
——青年隊	266
事業場——組織整備要綱	260
大日本——創立宣言	251
大日本——綱領	252
大日本——会則	252
大日本——役員	253
産業報国聯盟	

——綱領	247
——創立趣意書	246
自作農創設	237
——維持の実績	238
思想犯保護観察法	322
シトリン・W	458, 459, 460, 466, 468 469, 471, 474, 475
社会大衆党	317, 337
出版	
——雑誌統制	384
——事業令	387, 394
——事業統制令	393
——資材の統制	391
——非常措置要綱	387
出版工クラブ	221
シュヴェルニク	459
ジュオー・L	457, 475
朱学範	466, 475
宗教統制	418
情報局	382
昭和塾	434
新協劇団	424
新興教育研究所	408
新興俳句	428
新築地劇団	425
新聞事業令	348
新聞紙等掲載制限令	348
新聞統制	395
人民戦線	
——運動	218
——事件	302
杉山元治郎	317
スケヴネルス・W	457, 458, 462, 468 469, 471, 474, 475
鈴木文治	317
「生活学校」グループ	410
「生活図画」	410
青年学校	400, 413, 415
「世界文化」	406
世界労働組合連盟 (WFTU)	469~475
——の基礎	468
——の規約	470, 471, 472

太平洋戦争下の労働運動 人名および事項索引

ア 行			
赤松克麿	317	勤労国民党	338
浅見仙作	422	勤労新体制要綱	250
市川正一	339	クズネツォフ・(ワリシイ)	465, 475
稲村隆一	302	クーペルス・F	475
生方敏郎	438	グリーン・W	458
ヴィットリオ・G・D	475	軍隊内の抵抗	354
映画統制	400	芸能統制	402
英ソ労働組合委員会	459~462	欠勤者の激増	228
——の第4回会議	462	言論出版集会結社等臨時取締法	324, 384
英米労組委員会	460	鉱業報国連合会	250
大内兵衛	404	耕作強制	274
大森機械工業徒弟学校	417	皇国農林確立	275
尾崎秀実	374, 376	皇国農民同盟	277, 317
		皇国農民連盟	277, 302, 317
		皇道会	277, 317
		興農報国会	310
		工業技能者養成令	416
		抗日武装闘争	445
		小作	
		——関係民事訴訟	286
		——対策	272, 311
		小作官	290
		小作争議	278
		——と小作調停(秋田)	311
		——における闘争手段	285
		——の結末	286
		——の原因と小作人の要求	281
		——の件数と規模	279
		——の多発地域	281
		遠軽町——	300
		劔淵村——	300
		曾野木村——	308
		新潟における——	305
		北海道における——	292
		北海道における——の原因	293
		六日市——	308
		小作調停	272, 287
カ 行			
価格統制令	273		
学徒出陣	413		
学徒隊	413		
学問研究弾圧	404		
「嘉信」	440		
片山哲	317		
鹿地亘	356		
華北日本人反戦団体代表者大会	365		
華北日本兵士代表者大会	370		
河合栄次郎	405		
北日本国語教育聯盟	409		
北日本農民組合	302		
北日本農民組合同盟(北日農)	301		
教育科学研究会	407, 408, 411, 414		
教育審議会	411		
協調組合	315		
桐生悠々	438		
キリスト教労働組合	470		
緊急国際労働組合協議会(EITUC)	458, 463		
金日成	445, 450		

統計表・図表索引

第52表 労働争議の調停方法	119	推移	170
第53表の1 土建業日雇労働者の最高賃金額および標準賃金額	121	第79表 大阪市民栄養摂取量の推移	170
第53表の2 同最低賃金額	121	第80表 東京における配給栄養量	171
第54表 鉄鋼労働者の1人1日当たり賃金	122	第81表 都市居住者の栄養摂取量	171
第55表 製造業・鉱山業の労働時間	123	第82表 工場給与栄養量の推移	172
第56表 製造業の労働時間	123	第83表 共同炊事場における給与栄養量の推移	174
第57表 規模別労働時間別労働者数分布	124	第84表 京浜地帯における住居家賃の実情	180
第58表 作業日数, 休憩時間	125	第85表 大阪市における労働者住居の状態	181
第59表 産業別平均就業時間と平均月間就業日数	125	第86表 住宅戸数の変動	185
第60表 重要事業所の欠勤率	126	第87表 結核死亡者の推移	186
第61表 鉄鋼業における出勤率	126	<b>農民の状態と農業労働力統制</b>	
<b>物価・配給統制と労働者の生活</b>		第88表 農村から転出した労働力	189
第62表 東京小売物価指数	141	第89表 農林漁業労働力の流出形態	189
第63表 消費資料小売価格・料金の動き	142~143	第90表 農村から転出した労働力	192
第64表 労働者生計費指数	144	第91表 農林漁業労働力の流出形態	193
第65表 全国生計費指数	145	第92表 一般勤労者市民の農業勤労奉仕動員数	193
第66表 労働者生計費指数	146	第93表 学徒援農動員数	199
第67表 ヤミ価格の対統制価格倍率の推移	149	第94表 学徒援農動員数	201
第68表 小売りヤミ相場指数	150	第95表 農業従事者総数の推移	202
第69表 小売実効価格指数	150	第96表 農業労働力の工業への移動数	203
第70表 労働者世帯の総収入・総支出	151	第97表 日本内地農業労働力年齢別性別構成	203
第71表 労働者世帯の実収入構成	152	第98表 労働力不足により経営面積を縮小した農家の理由別割合	204
第72表 労働者世帯の実支出構成	153	第99表 稲作労働時間の延長	205
第73表 戦時中の最低生活費	154	第100表 農業従事者の年齢階層別年間労働日数	205
第74表 米穀配給基準量	157	第101表 耕地面積の縮小	206
第75表 炭鉱労働者および家族の主食消費量の推移—その1—	158	第102表 全国耕地面積の推移	206
第76表 炭鉱労働者の主食配給量の推移—その2—	159	第103表 耕作放棄地の推移	207
第77表 雑穀の主食代替率	162	第104表 農業生産指数	207
第78表 国民1人当たり栄養摂取量の		第105表 農業労賃の推移	208
		第106表 農業公定労賃	209
		第107表 農業最高実労賃	210

太平洋戦争下の労働者状態 図表索引

第1図 年齢別および男女別人口総数と農林・非農林別有業者数

57

## 太平洋戦争下の労働者状態 統計表索引

## 兵力・労働力の動員とその配置

第1表	重要産業における召集延期者数	47
第2表	重要産業における徴集猶予(入営延期)者数	47
第3表	終戦時における労務動員状況	48
第4表	民間工場徴用実施状況	49
第5表	産業別徴用企業	50
第6表	学校別仕事の種類別の学徒動員数	51
第7表の1	工場・鉱山における正規の従業者に対する朝鮮人、中国人および補虜労働者数の調査	52
第7表の2	わが国労働人口中における朝鮮人・中国人労働者の地位	53
第7表の3	八大造船所における朝鮮人・中国人労働者数	53
第7表の4	1939～45年8月朝鮮人渡来数	54
第8表	陸海軍現役軍人数の推移	58
第9表	日本内地人口および労働力	59
第10表	産業別労働者数の推移	60
第11表	鉱業・製造業および土建業労働者数	61
第12表	製造工業および土建業に従事する作業員数	62
第13表	産業別移動率の推移	63
第14表	工場労働者延就業人員指数	65
第15表	軍需品工場労務者欠勤率	65
第16表	鉄鋼労務者移動状況	72
第17表	終戦時における鉄鋼労務者数	74
第18表	解雇退職の理由別調べ	74
第19表	長期欠勤者理由別調べ	74
第20表	女子勤労挺身隊結成ならびに出動状況	80
第21表	女子勤労挺身隊産業別受入状況	80
第22表	徴用扶助実施状況	84

## 賃金と賃金統制

第23表	民営工場労働者の貨幣賃金および実質賃金指数	87
第24表	貨幣賃金、生計費、実質賃金指数の国際比較	88
第25表	工場、鉱山および運輸業における平均貨幣賃金	90
第26表	工場、鉱山および運輸業における平均貨幣賃金	90
第27表	性別賃金格差	91
第28表	未経験労働者公定初給賃金	91
第29表	年齢別賃金格差	92
第30表	成年・未成年別賃金上昇率	93
第31表の1～2	年齢別階層賃金	93
第32表	地域別賃金指数の推移	96
第33表	地域別賃金指数の推移	97
第34表	地域別賃金格差	97
第35表	地域別賃金格差	98
第36表	産業別賃金上昇率とその順位	99
第37表	産業別賃金格差	99
第38表	産業別男子労務者の最高初給賃金	100
第39表	業種別・規模別賃金格差	100
第40表	規模別賃金指数	101
第41表の1	規模別賃金格差	101
第41表の2	規模別賃金格差	101
第42表	生産性の規模別格差	103
第43表	産業別賃金形態——工場——	104
第44表	業種別賃金形態——鉱山——	105
第45表	機械工業の請負利益率の分布状況	106
第46表	実収賃金に占める定額部分の割合	106
第47表	家族手当支給事業場数の調査事業所総数に対する割合	109
第48表	貨幣賃金・生計費・実質賃金の増減率	112
第49表	未経験労働者の初給賃金	114
第50表	賃金増額争議の状態	115
第51表	工場平均時間割賃金	118

事項索引

炭鉱——	66, 133, 134	労務加配	158
鉄鋼——	71	労務管理	125, 129
——の家計支出構成	155	労務監理官	35
工場——の帰農	201	労務調整令	31, 69, 74, 77, 78
中国人——	33, 55	労務手帳制度	25, 26
朝鮮人——	33, 52, 69, 71, 75	労務動員計画	23, 27, 33, 34, 35, 40, 45, 78
労働者生活状態調査	150	労務動態調査規則	76
労働者年金保険法	29, 88	離農統制	192, 194
労働能率	65, 127	臨時召集延期制度	47

最低——	95
定額——	87
貨幣——	86, 112, 115
実質——	86, 112
女子の——	91
日雇労働者の——	98, 121
ヤミ——	86, 121, 122
賃金格差	
規模別——	100
産業別——	98
性別——	89
地域別——	97
年齢別——	92
賃金形態	103~105
賃金対策要綱	120, 121
賃金統制	111
賃金統制令およびその改正	28, 87, 92, 95, 100, 108, 113, 116, 208
賃金臨時措置令	28, 108~109, 115, 116
定額(時間給)制賃金	105
出来高給および出来高払制賃金	94, 105
鉄鋼労働者	71, 74
統制価格	
消費資料の——	142
生鮮食料品の——	140
特別召集解除制度	48
ナ 行	
7.7 禁止令(奢侈品等製造販売制限規則)	76
二重米価制	30
日本的賃金体系論	107
入学(徴集)延期制度	47
年期前貸制度	94
農会法にもとづく労務統制	190
農業生産	204
農業生産統制令	44, 73, 191, 194, 198, 202
農業増産報国推進隊および同嚮導隊	195, 204
農業報国連盟	195
農業労賃	192, 208, 211
農業労働時間	205
農業労働力	
——の流出	189, 192, 203, 211
——の不足対策	193
農村労力事情調査	204

農村労力非常対策要綱	200
農繁期国民皆働運動要綱	199
農民義勇隊	201
能率給	106, 110

ハ 行

配給	
魚の——	169
主食品の——	156, 163
主食品の——機構	160
主食品の——内容	160
総合——制度	168
副食品の——	166
野菜の——	165
——栄養量	171
日雇労働者	98, 121
福利施設	102
物価	
——政策	113, 116
——統制令	30, 140
——抑制策	87
中央——統制協力会議	148
兵力動員	45, 58
米穀の割当通帳制度	156

ヤ 行

家賃	180
ヤミ——	182
ヤミ価格(消費資料)	147
ヤミ購入	148, 149
ヤミ賃金	86, 121, 122

ラ 行

労働移動	63
労働緊急対策	31, 33
労働強化	115
労働災害	138
労働時間	123
労働者	
化学工業——	130
紙・パルプ製造工業——	131
金属工業——	129
金属鉱山——	135
工業——	59
国鉄——	132
国民徴用——	48



事項索引

国家総動員法 23, 24, 44, 75, 81, 112  
 国立産業安全研究所 138

サ 行

最低栄養必要量 170  
 最低生活費 95, 155  
 最低賃金 95  
 在学年限または修学年限の臨時短縮 32  
 産業報国会 107  
 時間給 106  
 時間割増払制賃金 105  
 実効価格 150  
 実物給与 109  
 奢侈品等製造販売制限規則 76  
 就業時間制限の撤廃 41  
 獣医師職業能力申告令 25  
 獣医師等徴用令 32  
 従業者移動防止令 26, 76  
 従業者雇入制限令 26, 75  
 住宅  
   ——営団 183  
   ——事情 178, 181  
   庶民—— 183  
   戦時標準型—— 183  
   戦争によって失われた——戸数 184  
   ——調査 179  
 重要事業場労務管理令 35, 95, 110, 120  
 主食品  
   ——の配給 156, 163  
   ——の配給機構 160  
   ——の配給内容 160  
 昇給および昇給制度 95, 115, 116  
 召集延期制度 47  
 召集要考慮制度 48  
 少年農兵隊 196  
 職員健康保険法 29  
 職業紹介規定 33  
 職工農家 189, 194, 195  
 食糧  
   ——営団 160  
   ——自給態勢強化要綱 197  
   ——増産隊および増産報国隊 195, 197  
   200, 204  
   ——問題 37  
   代替—— 162  
 女子

——勤労者 38, 52, 80, 136  
 ——挺身勤労令 38, 77, 80  
 ——挺身隊 77  
 人口政策確立要綱 44  
 生活給 107  
 生活必需物資配給実体調査 148  
 青果物配給統制規則 166  
 生計費 112, 115  
 生計費指数 89, 145  
 生産増強勤労緊急対策要綱 37, 120  
 青少年雇入制限令 26, 76  
 青壮年国民登録 25, 76  
 青年国民登録 25  
 石炭坑用爆薬類及機械器具取締規則 138  
 繊維製品配給統制規則 175  
 船員  
   ——給与統制令 26  
   ——使用等統制令 26  
   ——職業能力申告令 25  
   ——徴用令 27  
   ——保険法 29  
 鮮魚介配給統制規則 166  
 戦時衣生活簡素化実施要綱 177  
 戦時緊急農村婦人技術動員運動実施  
   要綱 199  
 戦時農業要員制 197  
 戦時要員緊急要務令 40  
 戦力増強企業整備要綱 31  
 争議 115

夕 行

代替食糧 162  
 炭鉱労働者 66, 68, 133, 134  
 地代家賃統制令 140  
 中央賃金委員会 113, 115  
 中央物価統制協力会議 148  
 中国人労働者 33, 55  
 朝鮮人労働者 33, 52, 69, 71, 75  
 徴用労働者  
   国民—— 48  
   現員—— 51  
   新規—— 50  
 賃金  
   ——構造 89  
   ——水準 86  
   初給—— 95, 113

太平洋戦争下の労働者状態 事項索引

<b>ア 行</b>			
医療関係者職業能力申告令	25	勤労報国協力令	39
医療関係者徴用令	32	勤労報国隊	32, 39, 77, 188
衣料		緊急国民勤労働員方策要綱	37
——切符制	30, 175	緊急主要食糧等確保労務対策	201
——統制	175	金属工業労働者	129
請負給	94, 105	金属鉱山労働者	135
請負制度	120, 194	軍需会社徴用規則	73, 77, 83
栄養		軍需会社法	73, 77
配給——量	171	軍需工業動員法	81
最低——必要量	170	結核	
——摂取量	170	工場——	185
援農部隊	198	——罹病率	185
応徴士	37, 85	欠勤	125
<b>カ 行</b>		決戦勤労働員実施に関する件	37
価格		工具月給制度	110
9. 18停止——	23, 140	工業労働者	59
実効——	150	工場寄宿舎	183, 184
消費資料ヤミ——	147	工場給食	164, 172
価格等統制令	140	工場就業時間制限令	29, 41, 124
化学工業労働者	130	工場事業場管理令	27
学校卒業生使用制限令	26, 75	工場事業場技能者養成令	75
学校技能者養成令	75	工場法戦時特例	41, 124
家計		交替制度	124, 125
——調査	150	鉱夫就業扶助規則の特例	41
労働者の——支出構成	155	国鉄労働者	132
学徒		国民義勇隊	40, 201
——勤労者	39, 52, 81, 196, 197	国民勤労働員署	40
——勤労奉仕隊	190, 204	国民勤労働員令	40, 77
——の食糧増産運動	193	国民勤労報国協力令	32
学徒勤労令	39, 77, 81	国民健康保険法	29
家族手当	95, 109, 116, 120	国民職業指導所	25, 33
紙・パルプ製造工業労働者	131	国民職業能力申告令	25, 32, 49, 76
技能者養成制度	25	国民徴用	
窮迫離農	191	——制度	27
強制貯蓄	87, 119, 155	——扶助規則	84
勤労義勇隊	77	——令	32, 76, 81
勤労昂揚方策要綱	37	——令の改正	37, 82, 83
勤労新体制確立要綱	24, 107	国民動員計画	34, 35, 40, 78
		国民登録制度	37, 49, 76
		国民服	177
		国民労務手帳法	32, 69, 76

検印省略

日本労働年鑑 別巻 / 戦時特集版

発行 復刻版発行 編著 発行者 発行所	労働者状態 昭和39年10月26日 労働運動 昭和40年10月30日 昭和46年7月1日発行 法政大学 大原社会問題研究所 木 檜 哲 夫 労働旬報社 東京都港区芝西久保巴町32 電話 (434) 3 6 8 1 振替 東京180374
製版所 印刷所 製本所	株式会社 平 文 社 株式会社 平 文 社 ナショナル製本協同組合

定価 3,600円